上川中部定住自立圏共生ビジョン

(平成28年度~令和2年度)

平成28年(2016年)3月29日改訂

平成29年(2017年)3月31日第1回変更

平成30年(2018年)3月26日第2回変更

平成31年(2019年)3月25日第3回変更

令和 2年(2020年)3月31日第4回変更

目 次

1		疋	住	目	立巻	^割 及	. O	市	町	(0)	名	杯																						
(1)	定	住I	自立	Σ圏	の	名	称													•									•			1
(2)	圏	域	を飛	彡成	ます	`る	市	町	(構	成	市	町	.)	の	名	称												•			1
2		定	住	自3	立圏	園の	将	来	像																									
(1)	圏	域(の∜	と 沃	ļ .																											1
(2)	圏	域(の将	乎来	像	! •		•									•						•						•		1	6
3		定	住	自:	立圏	人	生	Ľ	ジ	3	ン	の	期	間					•						•						•		1	7
4		定	住	自:	立圏	图形	成	協	定	に	基	づ	き	推	進	す	る	具	体	的	取	組												
(1				幾削																													
		ア		医组	寮 •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	8
					止•																													
		ゥ	;	教育	育・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
		エ		産ӭ	実振 ひ他	興	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
		オ		そ(り他	<u>ı</u> .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
(2)	結	び・	つき	きゃ	ネ	・ツ	۲	ワ		ク	の	強	化	1=	係	る	政	策	分	野												
		ア			或公																													
		1		地均	或の	生	産	者	ゃ	消	費	者	等	の	連	携	に	ょ	る	地	産	地	消	•		•	•	•	•	•		•	4	4
		ウ		地均	或内	外	の	住	民	ځ	の	交	流	•	移	住	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
(3)	圏	域 -	マネ	、ジ	と	ン	· -	能	力	の	強	化	1=	係	る	政	策	分	野													
		ア		人	才育	ī成	等		•	•		•					•	•	•		•	•	•	•			•	•	•			•	4	8

- 1 定住自立圏及び市町の名称
- (1)定住自立圏の名称 上川中部定住自立圏
- (2) 圏域を構成する市町(構成市町)の名称旭川市,鷹栖町,東神楽町,当麻町,比布町,愛別町,上川町,東川町,美瑛町

2 定住自立圏の将来像

(1) 圏域の状況

当圏域は、北海道のほぼ中央に位置し、北海道の屋根といわれる大雪山系の山々に抱かれ、この山々を源流とする石狩川など多くの河川が地域を潤し、上川盆地を中心に米の一大生産地を形成している。

年間の平均気温は7°C前後であるが、夏は30°C以上、冬は-20°C以下になるなど、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候であり、こうした寒暖の差が明瞭な四季の変化を生み出し、美しい自然景観は当圏域の優れた地域資源となっている。

当圏域は、明治23年の永山、神居、旭川の3村設置と翌年の屯田兵入植を機に開拓が進められ、明治34年に第七師団司令部が札幌から旭川に移されたのを機に、幹線道路や幹線鉄道が相次いで整備された。その後、大正11年に、旭川に市制が施行されたことなどから、上川地域は小樽・札幌圏と並ぶ産業・経済圏として飛躍的な発展を遂げ、圏域の人口は約40万人を有するまでとなっている。

道央圏,道北圏,オホーツク圏,十勝圏など各圏域に隣接し,これらを結ぶ交通,物流の要衝として,また産業,経済,文化,教育,医療等の都市機能を備えた拠点都市地域として,北北海道地域の拠点的な役割を担っている。

当圏域ではこれまでも行政を中心に、福祉や医療、上下水道、廃棄物処理、観光振興等、様々な分野で連携に取り組み、通勤や通学、通院、買物など住民の日常生活のあらゆる面で結びつきが強固な地域である。

【1市8町の概況】

★旭川市

北海道のほぼ中央部、大雪山連峰を源とする石狩川などの4河川が市内を貫流、丘陵に囲まれた上川盆地の中央に位置する。全国有数の米どころとして知られる農業をはじめ、食料品、家具、紙・パルプなどの製造業や、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした卸・小売業など多様な産業を有し、教育、医療、福祉など様々な都市機能が集積する北海道の拠点都市である。

現在、旧国鉄跡地等の活用により、鉄道高架、土地区画整理等を一体的に推進し、都心機能の充実・強化を図り、自然環境にも調和した新しい顔づくりを進めているほか、 日本最北の動物園である旭山動物園や科学館、スキー場、農村環境などの豊富な資源を 生かしながら、多くの人が集まる賑わいと活力あふれるまちづくりを目指している。

(特産品)清酒,旭川ラーメン,家具・木エクラフト

で鷹栖町

水稲を中心とした農業を基幹産業とする道内有数の米産地として、静かな田園いっぱいに風景が広がる豊かな自然に囲まれたまちであり、現在、緑豊かな自然に楽しみ、健やかに暮らすため「安全・安心」を基本とし、「福祉」や「健康づくり」の取組を大切にしたまちづくりを進めている。

また、地域経済の基盤を強化するため、地域の農産物を活用した食品工業の育成など、農業を核とした複合的な産業の形成を進めるとともに、豊かな緑や農業など地域の優れた環境の保全に考慮した企業誘致を推進している。

(特産品) オオカミの桃、米、きゅうり、シカ肉

ビ東神楽町

旭川空港が所在するまちとして新興住宅街のひじり野地区市街と住宅地及び工業地が 広がる東神楽地区市街を形成し、花を生かしたまちづくりを推進している。

旭川市のベッドタウン化や温泉施設の開発,大型商業施設の誘致等により移住定住が促進され,生活環境の基盤整備を進めながら潤いある住環境の創出を目指している。

(特産品) 東神楽米, グリーンアスパラ, 木エクラフト製品

★当麻町

稲作・そ菜・花きなどの農業や、木材の地産地消に積極的に取り組んでいる。

また「食育 木育 花育からつながる心育」をまちづくりの推進目標に掲げて、子育て環境の充実や安心安全なまちづくりを目指している。

さらに、定住促進を図るため住宅整備への積極的な援助にも取り組んでいる。

観光では道指定天然記念物「当麻鐘乳洞」のほか、「食育 木育 花育」それぞれのコンセプトである拠点施設を整備するなど新たな観光づくりを推進している。

(特産品) でんすけすいか、 当麻米、 大雪の花

W比布町

農業を基幹産業とし、高速道路網が整備されるなど広域交通の要衝でもある。大雪山連峰の展望が美しく、緑豊かな田園住宅地としての条件整備に力を入れている。

ぴっぷスキー場をはじめ、野球場や室内運動場など、一年を通じてスポーツが楽しめるほか、季節に応じたイベントも充実している。

また、ぴっぷスキー場周辺の温浴・宿泊施設をはじめ、キャンプ場やパークゴルフ場などにより、都市との交流や通年観光を目指している。

(特産品) いちご、ゆめぴりか (比布町発祥)、小ねぎ醤油、北海道比布町のとっておき濃厚たまごかけごはんセット

🥮 愛別町

米、畜産、きのこを中心とした農業の町である。特にきのこは全道屈指の生産量を 誇り、「きのこの里」をコンセプトに、きのこを中心とした町の農産物の6次産業化 や、「きのこ」を媒体とする「農」と「遊」を結合させたまちづくりを目指してい る。

(特産品) 愛別産米 (うるち・もち), きのこ, きのこ加工品, 愛別和酒「ふしこ」

🙆 上川町

大雪山連峰の麓、清流と大自然に恵まれた層雲峡、愛山渓、高原温泉の三つの温泉地を有し、国内外からのお客様を魅力あふれる四季の景色や雄大な渓谷、地元のお酒や食で、「おもてなし」する観光のまち。

大雪高原・旭ヶ丘では、自然と食とガーデンを中心とする観光地づくりで、農・商・ 観の連携によるまちづくり進め、大雪山の大自然と温泉や地域の資源を活用した「北 の山岳リゾート」を目指し、力を注いでいる。

(特産品)清酒(神川・上川大雪),大雪高原牛,渓谷味豚(豚肉),ニジマス・ヤマメ,ラーメン(日本一の会)

★ 東川町

大雪山を源とする良質な水を生かした米と高原野菜の農業、木製家具を代表する製造業が盛んであり、また写真文化首都「写真の町」と自然と文化の調和する世界に開かれたまちづくりを目指している。

さらに大雪山国立公園を背景に、旭岳、天人峡は静寂な温泉地として全国的に有名であり、豊かな自然を活用した体験型スポーツ・レクレーションの創出に努めるとともに、景観にも配慮した豊かで潤いのある住環境の整備や活気に満ちた商店街づくりを進めている。

(特産品) 東川米 (清酒), 雫のゆめセット, 大雪旭岳源水, 東川ワイン「キトウシ」 家具・クラフト・陶芸

▲美瑛町

十勝岳連峰の裾野に広がる丘陵地は、なだらかな起伏が幾重にも折り重なり、日々の 農業の営みと雄大で緑豊かな自然環境が「丘のまち」と呼ばれる四季折々に美しい農村 景観を創り出している。

美瑛町が持つ景観や環境・文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで、観光的付加価値を高め地域資源の保護と地域経済の発展を図る「日本で最も美しい村」としてまちづくりを進めている。

(特産品)美瑛サイダー,カレーうどん,美瑛ゆめちから食パン,びえいのラスク,美 瑛豚、農産物加工品

表 人口総数及び昼夜間人口比率

	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	合計
人口総数(人)	339, 605	6, 136	8, 408	6, 052	3, 377	2, 948	4, 293	8, 201	10, 206	389, 226
昼夜間人口比率(%)	100.6	87. 4	82. 2	90.5	89.0	99. 1	106. 2	101. 1	99. 2	-

出典:平成27年国勢調査

【人口及び世帯の推移】

表 人口の推移

(単位:人, km³)

							\ - -	. X , KIII)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(参考:面積)
旭川市	363, 631	359.071	360, 568	359, 536	355, 004	347, 095	339, 605	747.66
他加川		-1.3%	0.4%	-0.3%	-1.3%	-2.2%	-2.2%	747.00
rie += 0-	7, 317	6, 930	6, 871	7, 165	7, 261	7, 345	7, 018	139. 42
鷹栖町		-5.3%	-0.9%	4.3%	1.3%	1.2%	-4.5%	139.42
東神楽町	5, 669	5, 763	7, 676	8, 127	9, 194	9, 292	10, 233	68.50
米州未町		1.7%	33.2%	5.9%	13.1%	1.1%	10.1%	08. 50
와 ctr 마-	9, 044	8, 383	7, 893	7, 643	7, 473	7, 087	6, 689	204. 90
当麻町		-7.3%	-5.8%	-3.2%	-2.2%	-5.2%	-5.6%	204.90
比布町	5, 457	5, 004	4, 683	4, 576	4, 340	4, 042	3, 777	86.90
比和叫		-8.3%	-6.4%	-2.3%	-5.2%	-6.9%	-6.6%	00.90
愛別町	5, 363	4, 735	4, 322	4, 065	3, 739	3, 328	2, 976	250. 13
发剂叫		-11.7%	-8.7%	-5.9%	-8.0%	-11.0%	-10.6%	250. 15
上川町	8, 018	6, 668	6, 285	5, 718	5, 176	4, 532	4, 044	1, 049, 47
ㅗ끼삐		-16.8%	-5.7%	-9.0%	-9.5%	-12.4%	-10.8%	1,049.47
東川町	7, 760	7, 418	7, 211	7, 671	7, 701	7, 859	8, 111	247. 30
果川町		-4.4%	-2.8%	6.4%	0.4%	2.1%	3.2%	247.30
* # m	13, 975	12, 769	12, 106	11, 902	11, 628	10, 956	10, 292	676.78
美瑛町		-8.6%	-5.2%	-1.7%	-2.3%	-5.8%	-6.1%	070.78
=1	426, 234	416, 741	417, 615	416, 403	411, 516	401, 536	392, 745	0 471 00
計	·	-2.0%	0.4%	-0.2%	-1.1%	-2.3%	-2.3%	3, 471. 06

注)下段は対前期増減率

出典:国勢調査(各年10月1日現在)

面積は国土地理院「市区町村別面積調」(平成26年10月1日現在)

表 世帯数の推移

(単位:世帯)

							(羊位, 67)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旭川市	123, 280	128, 924	138, 350	146, 400	150, 384	154, 393	155, 747
/IE // II)		4.6%	7.3%	5.8%	2.7%	2.7%	0.9%
鷹栖町	1, 934	1, 998	2, 118	2, 427	2, 591	2, 732	2, 717
鳥他叫		3.3%	6.0%	14.6%	6.8%	5.4%	-0.5%
東神楽町	1, 477	1, 583	2, 400	2, 609	3, 127	3, 290	3, 657
米作未町		7.2%	51.6%	8.7%	19.9%	5. 2%	11.2%
当麻町	2, 487	2, 438	2, 490	2, 657	2, 784	2, 743	2, 698
3 W m		-2.0%	2.1%	6.7%	4.8%	-1.5%	-1.6%
比布町	1, 539	1, 522	1, 563	1, 634	1, 625	1, 639	1, 586
TC 1 1 M]		-1.1%	2.7%	4.5%	-0.6%	0.9%	-3.2%
愛別町	1, 628	1, 494	1, 476	1, 526	1, 458	1, 332	1, 305
发剂叫		-8.2%	-1.2%	3.4%	-4.5%	-8.6%	-2.0%
上川町	3, 264	2, 896	2, 980	2, 853	2, 666	2, 303	2, 102
1 / I M J		-11.3%	2.9%	-4.3%	-6.6%	-13.6%	-8.7%
東川町	2, 345	2, 243	2, 380	2, 702	2, 927	2, 983	3, 148
未川町		-4.3%	6.1%	13.5%	8.3%	1.9%	5.5%
美瑛町	4, 191	4, 027	4, 140	4, 285	4, 342	4, 301	4, 288
大块町		-3.9%	2.8%	3.5%	1.3%	-0.9%	-0.3%
計	142, 145	147, 125	157, 897	167, 093	171, 904	175, 716	177, 248
ĒΙ		3.5%	7.3%	5.8%	2.9%	2.2%	0.9%

注)下段は対前期増減率 出典:国勢調査

【年齢別人口の推移】

表 年少人口の推移

(単位:人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
+0 III =	78, 570	65, 064	55, 253	48, 670	44, 177	40, 260	37, 173
旭川市	21.6%	18.1%	15.3%	13.5%	12.6%	11.7%	11.1%
確 + エロー	1, 515	1, 238	978	969	1, 037	1, 159	1, 040
鷹栖町	20. 7%	17.9%	14. 2%	13.5%	14.3%	15.8%	14.8%
市地总町	1, 184	1, 082	1, 509	1, 535	1, 717	1, 583	1, 609
東神楽町	20.9%	18.8%	19.7%	18.9%	18.7%	17.0%	15.7%
当麻町	1, 607	1, 296	1, 030	913	893	809	721
⇒ ₩ ਘ J	17.8%	15.5%	13.0%	11.9%	11.9%	11.4%	10.8%
比布町	987	752	600	506	455	402	358
比彻啊	18. 1%	15.0%	12.8%	11.1%	10.5%	9.9%	9.5%
愛別町	982	712	559	479	404	342	275
发剂叫	18.3%	15.0%	12.9%	11.8%	10.8%	10.3%	9.2%
上川町	1, 321	912	696	560	496	444	357
1 / I W	16.5%	13.7%	11.1%	9.8%	9.6%	9.8%	8.8%
東川町	1, 413	1, 167	967	1, 032	1, 032	1, 070	1, 057
米川町	18. 2%	15. 7%	13.4%	13.5%	13.4%	13.6%	13.0%
美瑛町	2, 677	2, 089	1, 633	1, 447	1, 381	1, 265	1, 116
天块叫	19. 2%	16.4%	13.5%	12.2%	11.9%	11.5%	10.8%
=1	90, 256	74, 312	63, 225	56, 111	51, 592	47, 334	43, 706
計	21.9%	18.4%	15.6%	13.9%	12.9%	12.1%	11.2%

注)下段は総人口(年齢不詳を除く。)に占める割合

出典:国勢調査

表 生産年齢人口の推移

(単位:人)

							(羊は・八)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
+n ±	252, 316	251, 834	251, 929	244, 817	228, 860	213, 269	191, 423
旭川市	69.4%	70. 2%	69.9%	68.1%	65.1%	61.7%	57.1%
麻 井本 四十	4, 771	4, 498	4, 484	4, 524	4, 402	4, 214	3, 852
鷹栖町	65. 2%	64.9%	65.3%	63.1%	60.6%	57.4%	54.9%
古地准町	3, 701	3, 750	5, 010	5, 078	5, 678	5, 618	6,007
東神楽町	65.3%	65.1%	65.3%	62.5%	61.8%	60.5%	58.7%
当麻町	6, 040	5, 468	4, 999	4, 612	4, 215	3, 773	3, 309
= W ™	66.8%	65.2%	63.3%	60.3%	56.4%	53.2%	49.5%
比布町	3, 689	3, 321	2, 962	2, 775	2, 474	2, 162	1, 896
比彻则	67.6%	66.4%	63.3%	60.6%	57.0%	53.5%	50.2%
중민마	3, 569	3, 127	2, 712	2, 445	2, 081	1, 731	1, 443
愛別町	66.5%	66.0%	62.7%	60.5%	55.7%	52.0%	48.5%
⊢ 111 ⊞⊤	5, 772	4, 727	4, 346	3, 678	3, 045	2, 496	2, 082
上川町	72.0%	70.9%	69.1%	64.3%	58.9%	55.1%	51.5%
東川町	5, 185	4, 925	4, 718	4, 863	4, 709	4, 592	4, 450
果川町	66.8%	66.4%	65.4%	63.4%	61.1%	58.4%	54.9%
美瑛町	9, 418	8, 460	7, 822	7, 298	6, 694	6, 025	5, 437
夫瑛叫	67.4%	66.3%	64.6%	61.3%	57.6%	55.0%	52.8%
÷1	294, 461	290, 110	288, 982	280, 090	262, 158	243, 880	219, 899
計	71.4%	71.8%	71.3%	69.2%	65.6%	62.4%	56.3%

注)下段は総人口(年齢不詳を除く。)に占める割合

出典:国勢調査

表 高齢者人口の推移

(単位:人)

							(
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
+n 111 ±	32, 683	41, 618	53, 211	65, 866	78, 781	91, 937	106, 444
旭川市	9.0%	11.6%	14.8%	18.3%	22.4%	26.6%	31.8%
鷹栖町	1, 031	1, 194	1, 409	1, 672	1, 822	1, 972	2, 126
)鳥 7四 四」	14.1%	17. 2%	20.5%	23.3%	25.1%	26.8%	30.3%
古地准即	784	931	1, 155	1, 514	1, 799	2,091	2, 617
東神楽町	13.8%	16. 2%	15. 1%	18.6%	19.6%	22.5%	25.6%
当麻町	1, 397	1, 619	1, 864	2, 118	2, 365	2, 505	2, 659
= W =	15. 4%	19.3%	23.6%	27.7%	31.6%	35.3%	39.8%
比布町	781	931	1, 121	1, 295	1, 411	1, 478	1, 523
比彻啊	14.3%	18.6%	23.9%	28.3%	32.5%	36.6%	40.3%
愛別町	812	896	1, 051	1, 115	1, 254	1, 255	1, 258
麦 川 川	15. 1%	18.9%	24. 3%	27.6%	33.5%	37. 7%	42.3%
上川町	925	1, 029	1, 243	1, 480	1, 633	1, 592	1, 605
ᆂᄁᆘᄥ	11.5%	15. 4%	19.8%	25.9%	31.6%	35.1%	39.7%
東川町	1, 162	1, 326	1, 526	1, 776	1, 960	2, 197	2, 603
朱川町	15.0%	17. 9%	21. 2%	23.2%	25.5%	28.0%	32.1%
美瑛町	1, 880	2, 220	2, 651	3, 157	3, 553	3, 666	3, 735
天块叫	13.5%	17. 4%	21.9%	26.5%	30.6%	33.5%	36.3%
÷T	41, 455	51, 764	65, 231	79, 993	94, 578	108, 693	124, 570
計	10.1%	12.8%	16.1%	19.8%	23.7%	27.8%	31.9%

注)下段は総人口(年齢不詳を除く。)に占める割合

出典:国勢調査

【人口動態の推移】

人口動態の推移

表 自然動態の推移

(単位:人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旭川市	2, 309	1, 175	692	317	-356	-1, 048	-1, 694
鷹栖町	37	9	-12	-8	-49	-41	-38
東神楽町	47	10	0	26	11	-18	-2
当麻町	-3	-41	-44	-38	-58	-68	-104
比布町	-1	-19	-23	-18	-35	-50	-45
愛別町	4	-21	-18	-15	-19	-29	-26
上川町	14	-21	-34	-21	-43	-47	-35
東川町	6	6	-26	-24	-38	-27	-57
美瑛町	44	-16	-32	-24	-78	-86	-83
合計	2, 457	1, 082	503	195	-665	-1, 414	-2, 084

出典:住民基本台帳

表 社会動態の推移

(単位:人)

							(
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旭川市	-956	-2, 446	-513	-956	-1, 088	-330	-225
鷹栖町	-115	-66	54	97	84	-21	-33
東神楽町	-1	413	45	258	96	82	189
当麻町	-115	-148	37	-33	2	-9	-68
比布町	-89	-12	3	5	-27	-9	-31
愛別町	-109	-59	-87	-32	-80	-73	-79
上川町	-216	-285	-34	-139	-90	-55	-31
東川町	-45	-116	71	130	107	48	36
美瑛町	-273	-256	-32	9	18	-3	-5
合計	-1, 919	-2, 975	-456	-661	-978	-370	-247

出典:住民基本台帳

表 自然動態+社会動態の推移

(単位:人)

							(十四・八)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旭川市	1, 353	-1, 271	179	-639	-1, 444	-1, 378	-1, 919
鷹栖町	-78	-57	42	89	35	-62	-71
東神楽町	46	423	45	284	107	64	187
当麻町	-118	-189	-7	-71	-56	-77	-172
比布町	-90	-31	-20	-13	-62	-59	-76
愛別町	-105	-80	-105	-47	-99	-102	-105
上川町	-202	-306	-68	-160	-133	-102	-66
東川町	-39	-110	45	106	69	21	-21
美瑛町	-229	-272	-64	-15	-60	-89	-88
合計	538	-1, 893	47	-466	-1, 643	-1, 784	-2, 331

出典:住民基本台帳

【産業別就業人口の推移】

表 第1次産業就業人口の推移

(単位:人)

							(+4.7)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
4n 111 	8, 934	7, 302	6, 153	5, 211	4, 730	4, 155	4, 069
旭川市	5.4%	4.3%	3.5%	3.1%	3.0%	2.8%	2.8%
ræ +≖ m-	1, 892	1, 601	1, 332	1, 041	922	726	629
鷹栖町	47.4%	41.1%	35. 2%	27.5%	25.2%	21.0%	19.0%
東神楽町	1, 351	1, 220	1, 101	980	868	777	676
米州未町	45.7%	39.8%	27.4%	24.3%	19.5%	17.8%	14.0%
와 따 마	2, 191	1, 776	1, 502	1, 227	1, 175	1, 048	968
当麻町	43.1%	37. 7%	34.1%	29.7%	30.8%	30.7%	29.4%
比布町	1, 403	1, 152	1, 036	851	803	671	557
比加叫	45.8%	39.5%	37. 7%	33.6%	34.7%	32.6%	28.8%
愛別町	1, 237	1, 034	906	735	634	503	435
发 別 叫	41.6%	38.8%	36.8%	33.4%	33.9%	31.7%	30.6%
∟ 111 ⊞⊤	663	532	363	343	282	255	244
上川町	14.4%	13.4%	9.7%	10.5%	10.1%	11.7%	11.8%
東川町	1, 593	1, 319	1, 194	1, 082	912	817	817
果川町	35. 7%	31.9%	29. 2%	25.9%	23.0%	22.1%	21.1%
美瑛町	2, 986	2, 617	2, 364	2, 027	1, 957	1, 677	1, 540
天块叫	40.0%	37.5%	34.8%	32.8%	33.6%	33.1%	30.1%
= ⊥	22, 250	18, 553	15, 951	13, 497	12, 283	10, 629	9, 935
計	11. 1%	9. 2%	7. 7%	6.7%	6.5%	6.1%	5.8%

注) 下段は各産業就業人口計に占める割合

出典:国勢調査

表 第2次産業就業人口の推移

(単位:人)

							(キロ・ハ)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
4n 111 - 1-	38, 486	40, 934	44, 330	40, 521	31, 714	26, 209	26, 028
旭川市	23.3%	24. 2%	25. 2%	23.8%	19.9%	17.7%	17.8%
ræ +≖ m-	534	619	683	731	565	479	448
鷹栖町	13.4%	15.9%	18.0%	19.3%	15.5%	13.9%	13.6%
古地准町	450	548	910	821	829	702	774
東神楽町	15. 2%	17.9%	22. 7%	20.4%	18.6%	16.1%	16.0%
当麻町	1, 091	1, 141	1, 128	1, 093	661	571	519
⇒ ₩ ਘ J	21.4%	24. 2%	25.6%	26.5%	17.3%	16.7%	15.8%
比布町	582	677	655	546	356	279	281
比加叫	19.0%	23. 2%	23.8%	21.6%	15.4%	13.6%	14.5%
愛別町	703	654	566	551	355	266	225
发剂叫	23.6%	24.6%	23.0%	25.0%	19.0%	16.8%	15.8%
上川町	951	817	737	602	424	225	222
ᆂᄁᆘᄥ	20.6%	20.5%	19. 7%	18.4%	15.1%	10.3%	10.7%
東川町	1, 028	1, 021	1, 026	1, 070	813	688	663
朱川町	23.0%	24. 7%	25.0%	25.6%	20.5%	18.6%	17.1%
美瑛町	1, 420	1, 403	1, 384	1, 130	810	569	591
天块叫	19.0%	20. 1%	20.3%	18.3%	13.9%	11. 2%	11.5%
÷1	45, 245	47, 814	51, 419	47, 065	36, 527	29, 988	29, 751
計	22. 7%	23. 7%	24.8%	23.5%	19.4%	17. 2%	17.3%

注)下段は各産業就業人口計に占める割合

出典:国勢調査

表 第3次産業就業人口の推移

(単位:人)

	1			1			(/ /
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
+n III ±	117, 716	120, 931	125, 087	124, 188	123, 307	117, 667	116, 152
旭川市	71.3%	71.5%	71.2%	73.1%	77. 2%	79.5%	79.4%
鷹栖町	1, 566	1, 679	1, 774	2, 017	2, 169	2, 247	2, 229
	39. 2%	43.1%	46.8%	53.2%	59.3%	65.1%	67.4%
古地准町	1, 155	1, 297	2, 005	2, 228	2, 763	2, 889	3, 375
東神楽町	39.1%	42.3%	49.9%	55.3%	62.0%	66.1%	69.9%
当麻町	1, 805	1, 800	1, 774	1, 810	1, 975	1, 794	1, 808
⇒ W m]	35.5%	38. 2%	40.3%	43.8%	51.8%	52.6%	54.9%
比布町	1, 081	1, 091	1, 057	1, 136	1, 156	1, 106	1, 094
比彻啊	35.3%	37.4%	38.5%	44.8%	49.9%	53.8%	56.6%
愛別町	1, 035	974	988	914	880	816	762
发 川 川	34.8%	36.6%	40. 2%	41.5%	47.1%	51.5%	53.6%
上川町	3, 002	2, 636	2, 650	2, 322	2, 097	1, 707	1, 609
ᆂᄁᆘᄥ	65.0%	66.1%	70. 7%	71.1%	74.8%	78.1%	77.5%
東川町	1, 846	1, 799	1, 876	2, 031	2, 240	2, 187	2, 387
米川町	41.3%	43.5%	45.8%	48.6%	56.5%	59.2%	61.7%
* # m	3, 053	2, 963	3, 053	3, 031	3, 066	2, 815	2, 990
美瑛町	40.9%	42.4%	44.9%	49.0%	52.6%	55.6%	58.4%
= ⊥	132, 259	135, 170	140, 264	139, 677	139, 653	133, 228	132, 406
計	66.2%	67.1%	67.6%	69.8%	74.1%	76.6%	76.9%

注)下段は各産業就業人口計に占める割合

出典:国勢調査

【事業所数,従業者数の推移】

表 事業所数の推移

(単位:事業所)

								\ = :	3. 214 171 7
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
+n 111±	19, 827	18, 976	18, 906	17, 431	15, 774	16, 024	14, 892	15, 201	14, 493
旭川市		-4.3%	-0.4%	-7.8%	-9.5%	1.6%	-7.1%	2.1%	-4.7%
rie += 0-	205	212	237	259	254	272	222	270	248
鷹栖町		3.4%	11.8%	9.3%	-1.9%	7.1%	-18.4%	21.6%	-8.1%
東神楽町	223	219	260	274	309	328	275	321	306
米州未町		-1.8%	18.7%	5.4%	12.8%	6.1%	-16.2%	16. 7%	-4.7%
水味品	339	341	347	419	389	372	313	336	292
当麻町		0.6%	1.8%	20.7%	-7.2%	-4.4%	-15.9%	7. 3%	-13.1%
比布町	240	229	219	240	226	225	192	198	184
JC 1 1 M]		-4.6%	-4.4%	9.6%	-5.8%	-0.4%	-14.7%	3. 1%	-7.1%
愛別町	246	228	214	175	144	186	159	177	163
发剂则		-7.3%	-6.1%	-18.2%	-17.7%	29.2%	-14.5%	11.3%	-7.9%
上川町	497	462	430	375	276	275	224	253	223
1 71 m)		-7.0%	-6.9%	-12.8%	-26.4%	-0.4%	-18.5%	12.9%	-11.9%
東川町	301	328	334	334	301	310	308	341	327
朱川町		9.0%	1.8%	0.0%	-9.9%	3.0%	-0.6%	10. 7%	-4.1%
美瑛町	613	613	626	586	563	585	473	531	500
天块町		0.0%	2.1%	-6.4%	-3.9%	3.9%	-19.1%	12.3%	-5.8%
計	22, 491	21, 608	21, 573	20, 093	18, 236	18, 577	17, 058	17, 628	16, 736
ĒΤ		-3.9%	-0.2%	-6.9%	-9.2%	1.9%	-8.2%	3.3%	-5.1%

注) 下段は対前期増減率

出典:事業所•企業統計調査

平成21年・26年は経済センサス基礎調査、平成24年・28年は経済センサス活動調査

各調査は調査手法が異なり、比較に際し留意すること

表 従業者数の推移

(単位:人)

	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
+0 III ±	161, 741	171, 690	180, 412	171, 461	154, 677	162, 820	138, 204	154, 350	139, 204
旭川市		6.2%	5.1%	-5.0%	-9.8%	5.3%	-15.1%	11.7%	-9.8%
鷹栖町	1, 705	1, 988	2, 620	2, 866	2, 457	2, 509	1, 810	2, 275	2, 047
鳥 他 町		16.6%	31.8%	9.4%	-14.3%	2.1%	-27.9%	25. 7%	-10.0%
東神楽町	1, 956	2, 516	2, 920	2, 848	3, 288	3, 226	2, 598	3, 287	2, 982
宋 7世 未 叫		28.6%	16.1%	-2.5%	15.4%	-1.9%	-19.5%	26.5%	-9.3%
当麻町	2, 410	2, 697	3, 137	2, 907	2, 698	2, 506	2, 136	2, 255	2, 086
= WY ⊞]		11.9%	16.3%	-7.3%	-7.2%	-7.1%	-14.8%	5.6%	-7.5%
比布町	1, 407	1, 501	1, 635	1, 586	1, 270	1, 542	1, 072	1, 196	1, 065
ᄯ		6.7%	8.9%	-3.0%	-19.9%	21.4%	-30.5%	11.6%	-11.0%
愛別町	1, 588	1, 701	1, 608	1, 298	1, 053	1, 397	1, 163	1, 292	1, 043
麦 川 町		7.1%	-5.5%	-19.3%	-18.9%	32.7%	-16.8%	11.1%	-19.3%
上川町	4, 095	3, 882	3, 621	3, 085	2, 086	2, 248	1, 691	1, 956	1, 616
그 게 삐		-5.2%	-6.7%	-14.8%	-32.4%	7.8%	-24.8%	15. 7%	-17.4%
東川町	3, 128	3, 460	3, 452	3, 465	3, 181	3, 355	2, 852	3, 439	2, 941
米川町	<u> </u>	10.6%	-0.2%	0.4%	-8.2%	5.5%	-15.0%	20.6%	-14.5%
美瑛町	4, 500	4, 928	5, 139	4, 705	4, 191	4, 333	3, 148	3, 952	3, 504
天块凹		9.5%	4.3%	-8.4%	-10.9%	3.4%	-27.3%	25.5%	-11.3%
ΞL	182, 530	194, 363	204, 544	194, 221	174, 901	183, 936	154, 674	174, 002	156, 488
計		6.5%	5.2%	-5.0%	-9.9%	5. 2%	-15.9%	12.5%	-10.1%
>>									

注)下段は対前期増減率

出典:事業所•企業統計調査

平成21年・26年は経済センサス基礎調査、平成24年・28年は経済センサス活動調査

各調査は調査手法が異なり、比較に際し留意すること

【製造品出荷額等,年間商品販売額の推移】

表 製造品出荷額等の推移

(単位:万円)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成21年	平成22年
+0.111.	28, 689, 784	29, 499, 347	24, 536, 355	19, 139, 680	19, 064, 145	17, 113, 001	17, 363, 023
旭川市		2.8%	-16.8%	-22.0%	-0.4%	-10.2%	1.5%
鷹栖町	24, 900	380, 948	353, 698	394, 219	401, 118	173, 683	163, 297
篇 他 町		1429.9%	-7. 2%	11.5%	1.8%	-56.7%	-6.0%
東神楽町	625, 300	783, 800	611,800	392, 700	421, 300	311, 641	312, 539
米州未町		25.3%	-21.9%	-35.8%	7.3%	-26.0%	0.3%
4 中中	912, 200	948, 145	1, 079, 696	412, 990	321, 977	237, 521	207, 708
当麻町		3.9%	13.9%	-61.7%	-22.0%	-26.2%	-12.6%
比布町	270, 850	264, 514	253, 748	123, 919	156, 925	152, 130	143, 774
比如啊		-2.3%	-4.1%	-51.2%	26.6%	-3.1%	-5.5%
愛別町	398, 156	343, 666	369, 531	288, 335	268, 806	235, 912	260, 409
发剂判		-13.7%	7. 5%	-22.0%	-6.8%	-12. 2%	10.4%
上川町	316, 281	219, 683	96, 262	100, 629	85, 926	26, 103	27, 027
⊥ лгшј		-30.5%	-56. 2%	4.5%	-14.6%	-69.6%	3.5%
東川町	1, 602, 266	1, 313, 572	1, 090, 069	1, 157, 119	1, 140, 315	933, 402	983, 332
未川町		-18.0%	-17.0%	6. 2%	-1.5%	-18.1%	5.3%
美瑛町	702, 817	737, 771	609, 165	709, 246	625, 985	527, 349	559, 464
天块叫		5.0%	-17.4%	16.4%	-11.7%	-15.8%	6.1%
計	33, 542, 554	34, 491, 446	29, 000, 324	22, 718, 837	22, 486, 497	19, 710, 742	20, 020, 573
ĀΤ		2.8%	-15.9%	-21.7%	-1.0%	-12.3%	1.6%

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
旭川市	17, 673, 416	16, 791, 186	18, 370, 112	19, 306, 808	21, 563, 982	21, 529, 457	21, 556, 724
他加加	1.8%	-5.0%	9.4%	5.1%	11.7%	-0.2%	0.1%
鷹栖町	146, 549	239, 938	130, 695	100, 551	105, 819	120, 564	144, 595
	-10.3%	63.7%	-45.5%	-23.1%	5. 2%	13.9%	19.9%
東神楽町	307, 489	264, 634	253, 333	266, 750	366, 885	308, 105	302, 714
未刊未刊	-1.6%	-13.9%	-4.3%	5.3%	37.5%	-16.0%	-1.7%
当麻町	421, 226	358, 719	381,659	417, 056	627, 017	648, 299	700, 599
= W HJ	102.8%	-14.8%	6.4%	9.3%	50.3%	3.4%	8. 1%
比布町	120, 547	150, 329	149, 701	183, 764	137, 774	169, 963	160, 521
TC 1[] M]	-16.2%	24.7%	-0.4%	22.8%	-25.0%	23.4%	-5.6%
愛別町	219, 900	127, 571	174, 598	178, 837	143, 417	153, 213	170, 824
发剂叫	-15.6%	-42.0%	36.9%	2.4%	-19.8%	6.8%	11.5%
上川町	42, 545	17, 721	36, 969	58, 050	35, 230	68, 962	90, 778
1 7 7 T M	57.4%	-58.3%	108.6%	57.0%	-39.3%	95. 7%	31.6%
東川町	797, 308	1, 047, 026	1, 057, 632	1, 127, 849	1, 275, 162	1, 157, 563	1, 184, 869
米川町	-18.9%	31.3%	1.0%	6.6%	13.1%	-9.2%	2.4%
美瑛町	527, 681	588, 116	427, 515	579, 360	681, 808	612, 208	642, 999
天块町	-5.7%	11.5%	-27. 3%	35.5%	17.7%	-10.2%	5.0%
計	20, 256, 661	19, 585, 240	20, 982, 214	22, 219, 025	24, 937, 094	24, 768, 334	24, 954, 623
āT	1.2%	-3.3%	7. 1%	5.9%	12.2%	-0.7%	0.8%

注)下段は対前期増減率

出典:平成22年以前,24~26・28・29年は工業統計調査,平成23・27年は経済センサスー活動調査 各調査は調査手法が異なり,比較に際し留意すること

表 年間商品販売額の推移

(単位:万円)

	平成3年	平成6年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
+n .u. +	174, 371, 559	164, 920, 729	170, 655, 513	138, 976, 724	126, 062, 939	86, 600, 767
旭川市		-5.4%	3.5%	-18.6%	-9.3%	-31.3%
鷹栖町	400, 651	432, 228	1, 607, 827	1, 168, 700	1, 022, 927	1, 419, 642
篇 他 町		7.9%	272.0%	-27.3%	-12.5%	38.8%
東神楽町	681, 100	840, 700	1, 877, 700	1, 405, 500	1, 588, 500	1, 209, 650
米州未町		23.4%	123.3%	-25.1%	13.0%	-23.8%
当麻町	724, 299	844, 816	1, 836, 294	636, 161	803, 753	562, 655
⇒ W ™]		16.6%	117.4%	-65.4%	26. 3%	-30.0%
比布町	351, 987	436, 495	713, 687	638, 280	303, 736	234, 358
TC 1[] M]		24.0%	63.5%	-10.6%	-52.4%	-22.8%
愛別町	398, 516	385, 818	914, 734	367, 241	305, 450	317, 000
发加叫		-3.2%	137.1%	-59.9%	-16.8%	3.8%
上川町	642, 247	625, 396	800, 611	459, 183	481, 338	389, 835
1 / / m j		-2.6%	28.0%	-42.6%	4. 8%	-19.0%
東川町	600, 523	788, 119	1, 456, 564	703, 100	1, 124, 400	601,096
朱川町		31.2%	84.8%	-51.7%	59.9%	-46.5%
美瑛町	1, 702, 976	1, 837, 024	2, 987, 039	1, 596, 647	1, 492, 735	1, 941, 615
大块町		7.9%	62.6%	-46.5%	-6.5%	30.1%
計	179, 873, 858	171, 111, 325	182, 849, 969	145, 951, 536	133, 185, 778	93, 276, 618
ĒΤ		-4.9%	6.9%	-20. 2%	-8. 7%	-30.0%

	平成26年	平成28年
旭川市	100, 721, 136	106, 324, 554
	16.3%	5.6%
鷹栖町	1, 666, 415	1, 671, 970
/馬 10 円	17.4%	0.3%
击地说皿	1, 320, 877	1, 483, 028
東神楽町	9.2%	12.3%
当麻町	813, 233	976, 744
当林町	44. 5%	20.1%
比布町	239, 781	284, 149
比如啊	2.3%	18.5%
恶则呀	323, 960	298, 870
愛別町	2.2%	-7.7%
上川町	401, 692	376, 162
	3.0%	-6.4%
東川町	776, 945	743, 593
米川町	29.3%	-4.3%
美瑛町	1, 498, 044	1, 407, 148
天块町	-22.8%	-6.1%
=T	107, 762, 083	113, 566, 218
計	15.5%	5.4%

注)下段は対前期増減率

出典:商業統計調査,平成24・28年は経済センサスー活動調査 各調査は調査手法が異なり,比較に際し留意すること

【農業産出額(農業粗生産額)、農家人口の推移】

表 農業産出額(農業粗生産額)の推移

(単位:千万円)

					<u> </u>
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旭川市	2, 175	1,929	1, 985	1, 668	1, 464
旭川巾		-11.3%	2.9%	-16.0%	-12.2%
鷹栖町	537. 2	500.5	540.3	449	388
		-6.8%	8.0%	-16.9%	-13.6%
東神楽町	468	456	508	477	446
果性果则		-2.6%	11.4%	-6.1%	-6.5%
当麻町	533	537	582	528	465
三 杯 叫		0.8%	8.4%	-9.3%	-11.9%
比布町	360	339	355	303	264
比如啊		-5.8%	4.7%	-14.6%	-12.9%
愛別町	296	270	263	216	240
发剂则		-8.8%	-2.6%	-17.9%	11. 1%
上川町	13. 9	14.6	15. 2	15. 4	17. 5
ᆂᄱᆒ		5.0%	4.1%	1.3%	13.6%
東川町	592	524	527	530	462
木 川 町		-11.5%	0.6%	0.6%	-12.8%
美瑛町	1, 399	1, 343	1, 298	1, 273	1, 320
天块町		-4.0%	-3.4%	-1.9%	3. 7%
÷Τ	6, 374	5, 913	6,074	5, 459	5, 067
計		-7. 2%	2. 7%	-10.1%	-7. 2%

注) 下段は対前期増減率

出典:北海道農林水産統計年報

表 農家人口の推移

(単位:人)

							(+ 4 . 70)
	昭和60年	平成 2 年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
+n ±	17, 875	14, 272	10, 543	8, 465	6, 454	4, 410	3, 394
旭川市		-20.2%	-26.1%	-19.7%	-23.8%	-31.7%	-23.0%
(本 + x O +	1, 008	862	1, 756	1, 448	1, 147	887	895
鷹栖町		-14.5%	103.7%	-17.5%	-20.8%	-22.7%	0.9%
古地说四	3, 021	2, 454	2, 051	1, 699	1, 327	676	661
東神楽町		-18.8%	-16.4%	-17.2%	-21.9%	-49.1%	-2.2%
当麻町	4, 981	4, 110	3, 397	2, 891	1, 397	1, 132	1, 244
三 杯 凹		-17.5%	-17.3%	-14.9%	-51.7%	-19.0%	9.9%
比布町	2, 859	2, 446	2, 074	1, 772	1, 415	775	807
比如岬		-14.4%	-15.2%	-14.6%	-20.1%	-45.2%	4.1%
愛別町	2, 332	1, 986	1, 722	1, 250	1, 069	440	428
发剂则		-14.8%	-13.3%	-27. 4%	-14.5%	-58.8%	-2.7%
上川町	809	613	428	398	188	139	138
1 / I M J		-24. 2%	-30. 2%	-7.0%	-52.8%	-26.1%	-0.7%
東川町	3, 595	3, 082	2, 434	1, 990	953	744	745
朱川町		-14.3%	-21.0%	-18.2%	-52.1%	-21.9%	0.1%
美瑛町	4, 726	4, 211	3, 648	2, 945	2, 407	1, 442	1, 721
天块町		-10.9%	-13.4%	-19.3%	-18.3%	-40.1%	19.3%
- 1	41, 206	34, 036	28, 053	22, 858	16, 357	10, 645	10, 033
計		-17.4%	-17.6%	-18.5%	-28.4%	-34.9%	-5.7%

注) 下段は対前期増減率

出典:農林業センサス

【旭川市における都市機能の集積状況】

◆都市機能の集積状況

分 野	都市機能	施設名
行政	国	北海道管区行政評価局旭川行政評価分室(総務省)
		旭川刑務所 (法務省)
		旭川少年鑑別所(法務省)
		旭川地方検察庁(法務省)
		旭川地方法務局(法務省)
		旭川保護観察所(法務省)
		旭川財務事務所 (財務省)
		旭川中税務署(財務省)
		旭川東税務署(財務省)
		日本年金機構旭川年金事務所(厚生労働省)
		旭川労働基準監督署 (厚生労働省)
		旭川公共職業安定所(厚生労働省)
		上川中部森林管理署 (農林水産省)
		北海道森林管理局旭川事務所(農林水産省)
		北海道農政事務所(農林水産省)
		旭川運輸支局(国土交通省)
		旭川開発建設部(国土交通省)
		旭川地方気象台(国土交通省)
		陸上自衛隊第2師団旭川駐屯地(防衛省)
	裁判所	旭川地方裁判所
		旭川家庭裁判所
		旭川簡易裁判所
	北海道	北海道警察旭川方面本部
		旭川中央警察署
		旭川東警察署
		北海道上川総合振興局
		北海道立総合研究機構 林産試験場
		北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所
医療・福祉	3 次救急医療機関	旭川赤十字病院,旭川医科大学病院
	2 次救急医療機関	市立旭川病院,旭川医科大学病院,旭川赤十字病院
	(病院群輪番制事	J A 北海道厚生連旭川厚生病院
	業参加病院)	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
	地域がん診療連携	市立旭川病院,旭川医科大学病院
	拠点病院	JA北海道厚生連旭川厚生病院
	児童相談所	旭川児童相談所

分 野	都市機能	施設名
教育・	高等教育機関	旭川医科大学,北海道教育大学旭川校,旭川大学
文化・		旭川大学短期大学部,旭川工業高等専門学校
スポーツ	専修学校	10校
	公民館	1 4 館
	図書館	5 館
	博物館・資料館等	旭川市博物館
		旭川市科学館
		旭川市旭山動物園
		北海道立旭川美術館
		井上靖記念館
		三浦綾子記念文学館
		旭川文学資料館
		中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館
		北鎮記念館
		旭川兵村記念館
		西川徹郎文學館
		川村カ子トアイヌ記念館
	文化ホール	旭川市民文化会館
		旭川市公会堂
		大雪クリスタルホール
	スポーツ施設	旭川市総合体育館
		旭川大雪アリーナ
		忠和体育館
		花咲陸上競技場
		旭川スタルヒン球場
		東光スポーツ公園球技場(人工芝)
商業・娯楽	大規模商業施設	7 9 店舗
	(店舗面積 1,000 ㎡以上)	
	シネマコンプレックス	3 施設
	高速道路	北海道縦貫自動車道(旭川鷹栖IC,旭川北IC)
		旭川紋別自動車道
交通	長距離バス	札幌,芦別,釧路,枝幸,富良野,稚内,北見,紋別,
		遠軽,帯広,留萌
	道路	国道12,39,40,237,452号
その他	防災施設	旭川市総合防災センター中核施設

(2) 圏域の将来像

我が国は、出生率の低下と高齢化の進展によって、地方圏のみならず三大都市圏においても人口が減少することが予想されている。また、グローバル化の進展、長引く地域経済の低迷、住民ニーズの多様化・複雑化、地方分権の進展など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化しており、地方自治体は自らの判断と責任により地域の諸課題に取り組み、地域全体の魅力を高め、定住人口の減少を抑えていく取組が重要となっている。

上川中部圏域においても、少子高齢化の進行に加え、産業面での離農者の増加や 就労の場の不足、都市の企業と地元の企業との賃金格差などにより、特に高校卒業 後、進学や就職等による地元を離れる傾向が多く見られ、若者流出による地域活力 の低下が大きな課題となっている。

このような状況にある中、我々は改めて、アイヌの方々や入植された先人達が築き上げてきた文化、この地域が持つ豊かな自然環境、特色ある地域資源や地理的特性などを生かしながら、都市機能の集積やゆとりと潤いのある居住環境の整備、産業の高度化などを総合的に進めることで、活力にあふれ、誰もが安心して暮らし、若者等が定着できる魅力あふれる上川中部定住自立圏の構築に努めていかなければならない。

誰もが安心して暮らすためには、安定して働くことのできる場の確保が重要であることから、本圏域の産業の基幹をなす農業や林業などの第1次産業をはじめ、食品加工などの製造業や観光などのサービス業まで、地域の産業間の連携を強化しながら圏域の雇用吸収力を高めていく。

当圏域を構成する市町は、圏域の住民が日常生活圏を共有していることを踏まえ、互いの独自性を尊重しながら連携を強化し、共通する課題の解決と圏域の活力を高めていくための取組を対等の立場で着実に実行する。

市と町は、互いに役割を分担する中で、定住のための機能を高め、豊かで多様なライフスタイルを提案できる魅力あふれる北の地方生活圏の創造に取り組むものとする。

また、上川中部定住自立圏に基づく取組を進めていくことでの圏域の総人口及び高齢化率の将来像を下表のとおりとする。

総人口

1.0 0				
	2010年	2020年	2030年	2040年
将来展望	401, 536	390, 156	365, 211	329, 442
(参考)社人研推計	401, 536	380, 176	346, 403	305, 406

高齢化率

	2010年	2020年	2030年	2040年
将来展望	27. 2%	33.8%	35. 7%	38.6%
(参考)社人研推計	27. 2%	35.9%	39.7%	44.5%

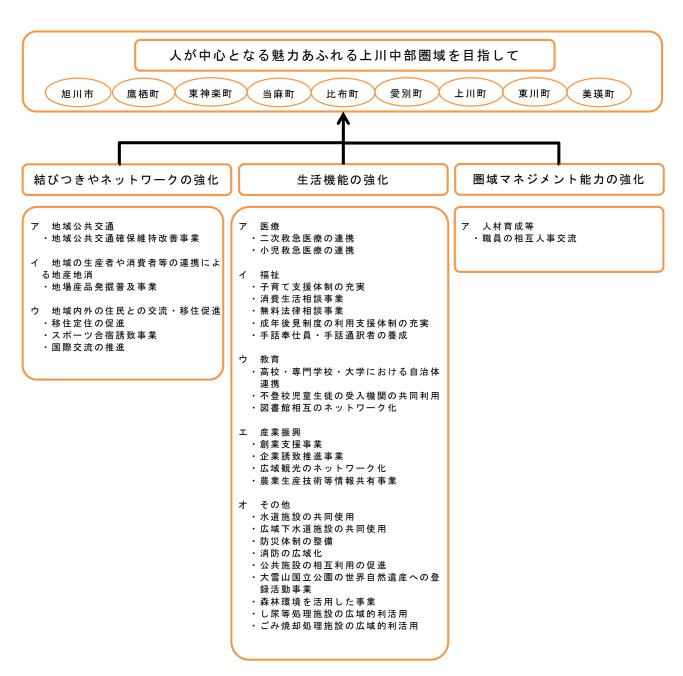
[※]社人研推計値は、平成30年推計値

[※]定住自立圏構想推進要綱の一部改正(平成28年9月23日付け総行応第293号)において設定が求められている、定住自立圏構想等に係るPDCAサイクルの構築を目的とした上川中部定住自立圏域の将来像(総人口及び高齢化率の目標値)及び各項目における成果指標(KPI)について記載(成果指標は18頁以降に記載)

【市町の役割分担】

旭川市は、圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の充実に努め、圏域への人材誘導を積極的に推進する。

一方,各町は、生活機能や交流機能の充実に努めるとともに、それぞれの地域が有する 豊かな自然環境の保全や文化の保持・向上を図り、圏域の魅力の向上と一体感の醸成に向 けた役割を果たしていくものとする。



3 定住自立圏共生ビジョンの期間 平成28年度から令和2年度までの5年間とする。 ただし、毎年度所要の見直しを行うものとする。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 二次救急医療の連携

取組の内容

圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が 受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。

協 定

甲の役割(旭川市)

の 内

甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関 との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。

容

乙の役割 (関係町)

甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経 費を負担する。

効

夜間及び休日等における重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域住民の生 命に対する安全性と安心感の向上を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
病院群輪番制事業参加病院数(箇所)	5	5	5	5		5

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
上川中部圏域病院群輪番制 事業 (急病対策費)	旭川市	重症救急患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	19, 103	19, 040	19, 097	19, 553	19, 553	96, 346	
上川中部圏域病院群輪番制事業 (病院事業会計負担金)		重症教急患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する市立旭川病院に対し、負担金を支出する。	7, 736	7, 736	7, 736	7, 736	7, 736	38, 680	
上川中部圏域病院群輪番制事業	鷹栖町	急病患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	560	558	559	566	566	2, 809	
上川中部圏域病院群輪番制 事業	東神楽町	急病患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	800	800	810	810	800	4, 020	
上川中部圏域病院群輪番制 事業	当麻町	急病患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	528	527	528	550	550	2, 683	
上川中部圏域病院群輪番制事業	比布町	急病患者の診療体制を確保するため、公 的医療機関が二次診療を実施するに当た り、応分の経費を負担する。	310	310	309	340	340	1,609	
上川中部圏域病院群輪番制事業	愛別町	急病患者の診療体制を確保するため、公 的医療機関が二次診療を輸審制で実施する に当たり、上川中部圏域病院部輸番制事業 の実施に対し負担金を支出する。	247	247	216	224	219	1, 153	
上川中部圏域病院群輪番制事業	上川町	急病患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	330	330	278	310	290	1, 538	
上川中部圏域病院群輪番制事業	東川町	急病患者の診療体制を確保するため、二次診療を実施する公的医療機関に対し、負担金を支出する。	620	640	640	670	670	3, 240	
病院群輪番制病院運営事業	美瑛町	急病患者の診療体制を確保するため、公 的医療機関が二次診療を輪番制で実施する に当たり、上川中部圏域病院郡輪番制事業 の実施に対し負担金を支出する。	814	814	814	812	795	4, 049	
	事	5.業費	31, 048	31, 002	30, 987	31, 571	31, 519	156, 127	

(イ) 小児救急医療の連携

取組の内容

協

圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。

定 甲の役割(旭川市)

の 甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整内 を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。

容

乙の役割 (関係町)

甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

効 果 夜間及び休日等における小児の重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域小児の生命に対する安全性と安心感の向上を図る。

〇成果指標(KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
小児救急医療支援事業参加病院数(箇所)	1	1	1	1		1

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
上川中部圏域小児救急医療 支援事業 (急病対策費)	旭川市	小児重症救急患者の診療体制を確保する ため、小児救急医療を実施する医療機関に対し、補助金を支出する。	19, 375	19, 362	19, 375	19, 527	19, 375	97, 014	
小児救急医療支援事業	鷹栖町	小児重症急病患者の診療体制を確保する ため医療を実施する公的医療機関に対して 負担金を支出する。	200	116	116	120	120	672	
上 川 中 部 圏 域 小 児 救 急 医 療 支援事業	東神楽町	小児重症急病患者の診療体制を確保する ため医療を実施する公的医療機関に対して 負担金を支出する。	170	170	200	200	170	910	
上 川 中 部 圏 域 小 児 救 急 医 療 支援事業	当麻町	小児重症患者の診療体制を確保するため、医療を実施する旭川厚生病院に対する 補助金交付に伴う負担金を支出する。	185	109	109	109	109	621	
上 川 中 部 圏 域 小 児 救 急 医 療 支援事業	比布町	小児重症急病患者の診療体制を確保する ため、公的医療機関が二次診療を実施する に当たり、応分の経費を負担する。	109	64	64	64	68	369	
小児救急医療支援事業	愛別町	小児重症急病患者の診療体制を確保する ため、小児救急医療支援事業の実施に対し て負担金を支出する。	87	51	45	47	45	275	
上川中部圏域小児救急医療支援事業	上川町	休日・夜間等における救急医療を必要と する重症の小児教皇書に対する診療体制 を確保するための事業であり、経費につい ては負担金を支出する。	109	109	58	64	64	404	
小児救急医療支援事業	東川町	小児重症急病患者の診療体制を確保する ため医療を実施する公的医療機関に対して 負担金を支出する。	140	140	140	140	150	710	
小児救急医療支援事業	美瑛町	休日や夜間における小児重症急病患者の 診療体制を確保するため医療を実施する指 定医療機関に対して負担金を支出する。	169	169	169	168	165	840	
	4	5 業費	20, 544	20, 290	20, 276	20, 439	20, 266	101, 815	

イ 福祉

(ア) 子育て支援体制の充実

取組の内容

仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぽねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。

協定

甲の役割(旭川市)

の内容

圏域を代表して、こども緊急さぽねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。

乙の役割 (関係町)

こども緊急さぽねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとと もに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。

効 果

子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的、突発的なニーズへの対応体制を構築するなど、安心して子育てができる環境を整備することにより、圏域における子育て支援体制の充実を図る。

〇成果指標(KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
こども緊急さぽねっと事業の利用者数(人)	252	348	426	352		252

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
上川中部こども緊急さぽねっと事業	旭川市	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的・突発的なニーズに対応するため、育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織し、緊急時の子どもの預かりや送迎等を有償で行う。	3, 797	3, 981	3, 981	4, 106	4, 155	20, 020	子ども・子育て支援 交付金
旭川市援助活動利用料助成 事業	旭川市	こども緊急さぽねっと事業利用者に対して、利用料の一部を助成する。	3, 316	2, 755	2, 520	2, 150	2, 150	12, 891	子ども・子育て支援 交付金
子育て支援体制の充実	鷹栖町	子どもの病気時や緊急を要する突発的な ニーズに対応するため、こども緊急さぼね っと事業の実施にあたり、この分の経費を負 担するとともに、安心して子育てをするこ とのできる環境整備を行う。	43	34	48	89	133	347	
上川中部こども緊急さぽねっと事業	東神楽町	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的・突発的なニーズに対応するため、育児の援助を行いたい者と受けたい者等をも有し、緊急時の子どもの預かりや送迎等をを有し、質で行う事業で、経費については負担金を支出する。	56	56	56	37	56	261	
東神楽町こども緊急さぽね っと利用料助成事業	東神楽町	こども緊急さぽねっと事業利用者に対して、利用料の一部を助成する。	122	107	137	420	137	923	
こども緊急さぽねっと事業	当麻町	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的・突発的なニーズに対応するため、育 関の援助を行いたい者と受けたい者を組織 し、緊急時の子どもの預かりや送迎等を有 慣で行う。	22	22	22	23	23	112	
上川中部圏域緊急サポート ネットワーク事業	比布町	子どもの病気時や急な残業等,保育の臨時的・突発的なニーズに対応するため、子どもを預かる会員制の相互援助活動の実施に対し、応分の経費を負担する。	20	20	20	20	20	100	
上川中部圏域緊急サポート ネットワーク事業	愛別町	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互支援活動を共同でまたのではいい、こども緊急さぼねっと事業に対し負担金を支出する。	9	10	10	10	11	50	
上川 中 部 圏 緊 急 サ ポ ー ト ネットワーク 事業	上川町	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的・突発的なニーズに対応するため、育児の援助を行いたい者と受けたい者と観線し、緊急時の子どもの預かりや送迎等をを有し、緊急時の子ど、後費については負担金を支出する。	12	13	13	13	13	64	
上川中部こども緊急さぽねっと事業	東川町	子どもの病気時や緊急を要する突発的なニーズに対応するため、旭川市へ委託し、 負担金を支出する。	160	584	256	256	183	1, 439	
地域交流センター等整備事業	東川町	子どもたちを対象とした自然体験、農業体験、食育体験などの交流学習を深めるため東川町地域交流センター等を整備する。	0	0	0	0	0	0	
	4	5.業費	7, 557	7, 582	7, 063	7, 124	6, 881	36, 207	

(イ) 消費生活相談事業

取組の内容

圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問い合わせを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。

協定の

甲の役割(旭川市)

内 容 圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。

乙の役割 (関係町)

軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

効 果 消費生活相談及びあっせんの体制を構築し、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
消費生活相談の解決率(%)	95.8	97. 2	98. 2	98. 4		98. 2

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
消費生活相談事業	旭川市	消費生活の安定と向上を図るため、消費 者苦情処理のための消費生活相談を行う。	16, 497	16, 410	16, 445	17, 030	22, 042	88, 424	道補助金H25~
消費生活相談事業	鷹栖町	消費生活の安定と向上を図るため,消費 者苦情処理のための消費生活相談への応分 の経費を負担する。	155	179	151	168	148	801	
消費生活相談事業	東神楽町	消費生活の安定と向上を図るため、消費 者苦情処理のための消費生活相談への応分 の経費を負担する。	198	198	216	214	206	1, 032	
消費生活相談推進事業	当麻町	消費生活の安定と向上を図るため、消費 者苦情処理のための消費生活相談への応分 の経費を負担する。	133	156	163	159	142	753	
消費生活相談事業	比布町	消費生活の安定と向上を図り、消費者苦情処理のための消費生活相談事業にかかる 応分の経費を負担する。	94	94	94	94	94	470	
消費生活相談事業	愛別町	消費生活相談及びあっせんの体制を構築 するため、旭川市に負担金を支出する。	83	62	52	60	52	309	
消費生活相談事業	上川町	消費生活の安定と向上を図るため、消費 者苦情処理のための消費生活相談を行う。	83	70	83	70	75	381	
消費生活相談事業	東川町	消費生活の安定と向上を図り、消費者苦情処理のための消費生活相談事業にかかる 応分の経費を負担する。	161	160	172	184	176	853	
_	4	5 業費	17, 404	17, 329	17, 376	17, 979	22, 935	93, 023	

(ウ) 無料法律相談事業

取組の内容

協定

圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。

の 内

○│甲の役割(旭川市)

圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。

容

乙の役割 (関係町)

当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

効果

無料法律相談の利用体制を構築し、圏域住民の生活の安定と向上を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
無料法律相談の相談件数(件)	434	451	480	468		434

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
相談活動事業	旭川市	圏域の日常生活上生じる悩みごとの相談 を受け、適切な助言を行う。	9, 335	8, 311	8, 407	8, 430	8, 714	43, 197	
無料法律相談事業	鷹栖町	圏域住民の生活の安定と質の向上に資す るため、弁護士による法律相談を無料で受 けることができる体制を整備する。	41	42	34	34	27	178	
無料法律相談事業	東神楽町	旭川市が旭川弁護士会へ委託して実施している無料法律相談について圏域住民の生活の安定と向上を図る。	47	47	50	53	57	254	
無料法律相談事業	当麻町	生活の安定と質の向上を図るため、弁護 士による無料法律相談への応分の応分の経 費を負担する。	36	33	35	26	32	162	
無料法律相談事業	比布町	委託弁護士による無料の法律相談を行う。	21	18	18	20	20	97	
無料法律相談事業	愛別町	弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。	15	15	17	11	10	68	
無料法律相談事業	上川町	圏域住民の生活の安定と質の向上を図る ため、圏域住民が弁護士による法律相談を 無料で受けることができる体制を整備す る。	21	15	20	17	13	86	
無料法律相談事業	東川町	圏域住民の生活の安定と質の向上を図る ため、圏域住民が弁護士による法律相談を 無料で受けることができる体制を整備しそ の経費を負担する。	43	34	37	50	50	214	
	4	5 業費	9, 559	8, 515	8, 618	8, 641	8, 923	44, 256	

(エ) 成年後見制度の利用支援体制の充実

取組の内容

圏域内の認知症高齢者,知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため,成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し,圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。

協定

の

内

容

甲の役割(旭川市)

成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。

乙の役割 (関係町)

甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。

効 果

成年後見制度の利用支援体制を構築し、圏域住民の生活の安定と向上を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
旭川成年後見支援センターにおける相談延べ 件数(件)	772	767	1, 142	1, 611		772

個 別 事 業 名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
地域で支える成年後見推進事業	旭川市	成年後見制度の利用に係る総合的な支援 機関として、旭川成年後見支援を移ったシーセン 野産・運営し、相談がは、普及援を移って 手続の支援及び市民後見人の養成等に関す る事業を実施する。 また、旭川市社会福祉協議会が行う法人 後見事業を支援する。	23, 044	23, 379	24, 654	24, 991	28, 102		介負担金 保験 事業からの 負担金 権利擁護金 人材育成事 業費補助金 地域生活支援事業費 等補助金
成年後見制度利用支援体制の充実	鷹栖町	認知症高齢者等の生活の安定に資するため、旭川市が設置する成年後見制度の利用 に係る総合的な支援機関の運営に対し、応 分の経費を負担する。	410	416	440	443	458	2, 167	
成年後見推進事業	東神楽町	成年後見制度の普及・啓発の実施。制度 を必要とする方への相談、後見手続きへの 支援、後見人養成等の事業を行う専門職員 の応分の経費を負担する。	454	467	497	508	539	2, 465	
旭川 成年後 見センター運営 事業	当麻町	成年後見制度の普及啓発事業の実施、制度の利用をを必要としている住民からの相 該及び申立手続きの支援等を行うなど、判 断能力が不十分な住民の生活の安定を図 る。	486	491	507	501	495	2, 480	
上川中部圏域成年後見セン ター運営負担金	比布町	認知症高齢者等の生活の安定に資するため、旭川市が設置する成年後見制度の利用 に係る終合的な支援機関の運営に対し、応 分の経費を負担する。	306	306	306	306	306	1, 530	
成年後見推進事業	愛別町	成年後見制度の啓発普及、制度利用を必要とする者からの相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等を行う事業に対し 負担金を支出する。	240	238	245	241	246	1, 210	
成年後見推進事業	上川町	旭川市に旭川成年後見センターを設置し、上川中部圏域における成年後見制度の 普及啓発を含めた総合の利用支援を行い 判断能力が不十分な圏域住民の生活の安定 を図る。センターの運営に要する経費に対 し、応分の経費を負担する。	310	294	300	300	300	1, 504	
上川中部圏域市民後見育成事業	東川町	認知症高齢者等の生活の安定に資するため、旭川市が設置する成年後見制度の利用 に係る総合的な支援機関の運営に対し、応 分の経費を負担する。	487	482	502	509	533	2, 513	
市民後見推進事業	美瑛町	成年後見制度の利用を必要としている方からの相談、申立手続の支援、市民後見人 の養成等を行う事業に対し負担金を支出する。	741	715	734	729	754	3, 673	
	事業費		26, 478	26, 788	28, 185	28, 528	31, 733	141, 712	

(オ) 手話奉仕員・手話通訳者の養成

(<u>*)</u> /	1 品 干 住 只
141	取組の内容 圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
協定の	甲の役割(旭川市) 圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
内容	乙の役割(関係町) 乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
効 果	圏域における障害者福祉の増進を図る。

〇成果指標(KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
旭川市手話講習会修了者数 (人)	112	111	158	138		123

個 別 事 業 名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
旭川市手話講習会事業	旭川市	手話の普及及び手話通訳者の育成を通して聴覚言語障がい者の福祉の増進及び社会参加の促進を図ることを目的に手話講習会を実施する。	5, 919	6, 158	6, 158	6, 158	6, 608	31, 001	地域生活支援事業費 等補助金 (国庫支出金) (道支出金)
手話奉仕員・手話通訳者の養成	鷹栖町	圏域の障害者福祉の向上に資するため、 手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。手 話講習会に係る情報を提供し、受講希望者 を取りまとめるとともに、当該講習会の開 催に当たり、応分の経費を負担する。	-	-	-	-	80	80	
手話奉仕員 (手話通訳者) 養成研修事業	東神楽町	旭川市が開催する手話講習会に係る情報 を住民に提供し、受講希望者を取りまとめ るとともに市に対して応分の費用を負担す る。	1	1	-	1	150	150	
旭川市手話奉仕員(手話通 訳者)養成研修事業	当麻町	手話への理解促進及び将来的な手話通訳 者の育成・確保を図る。	-	-	-	-	80	80	地 域 生 活 支 援 事 業 等 補 助 金
上川中部圏域手話奉仕員・ 通訳者講座負担金事業	比布町	手話奉仕員・通訳者講座を受けられる体制を整備する。	-	-	-	-	80	80	
手話奉仕員 (手話通訳者) 養成研修事業	愛別町	市町合同による手話通訳者等養成研修を 実施するための旭川市への負担金の支出	-	1	-	-	60	60	
上川中部定住自立圏構想手話泰仕員 (手話通訳者) 養成研修事業 (仮)		手話への理解促進及び将来的な手話通訳 者の育成・確保を図る。	1	1	ı	1	0	0	
手話奉仕員・手話通訳者養 成事業	東川町	手話で日常会話を行うのに必要な手話語 衆及び手話表現技術を習得した者を養成 し、意思疎通を図ることに支障のある障害 者等の福祉向上を図る。	1	1	-	1	220	220	
手話奉仕員・手話通訳者の養成	美瑛町	町民に対し、旭川市が開催する手話講習 会に係る情報を提供し、受講希望者を取り まとめる。当該講習会の開催に当たり、旭 川市に対し、応分の経費を負担する。	1		-	1	330	330	
	事業費			6, 158	6, 158	6, 158	7, 608	32, 001	

ウ 教育

(ア) 高校・専門学校・大学における自治体連携

取組の内容

圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。

協定の

内

容

甲の役割(旭川市)

圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。

生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。

乙の役割 (関係町)

甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。 生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。

効果

多様な生涯学習機会を効率的に提供する体制を構築し、圏域における生涯学習社 会の形成を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
旭川市生涯学習情報提供システムにおける高等教育機関の講座等掲載件数(件)	16	33	25	21		18

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
生涯学習振興事業(生涯学習情報提供システム)	旭川市	旭川市及び関係町で行われる生涯学習情報を相互に提供し、広報誌やホームページ等を通して圏域住民に提供することにより、多様な学習機会を提供する。	1, 221	1, 221	1, 221	1, 232	1, 243	6, 138	
高校・専門学校・大学にお ける自治体連携	鷹栖町	生涯学習情報を相互に提供し、広報誌や ホームページ等を通して圏域住民に提供す ることにより、多様な学習機会の提供等に ついて応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
高校・専門学校・大学にお ける自治体連携	東神楽町	生涯学習情報を相互に提供し、広報誌や ホームページ等を通して圏域住民に提供す ることにより、多様な学習機会の提供等に ついて応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
高校・専門学校・大学にお ける自治体連携	比布町	本町及び旭川市で行われる生涯学習情報 を相互に提供し、広報紙やホームページ等 を通して圏域住民に提供することにより、 多様な学習機会を提供する。	0	0	0	0	0	0	
高校・専門学校・大学にお ける自治体連携事業	愛別町	住民の多様な生涯学習機会の拡充を図る ため、旭川市内高等教育機関との連携によ 定準習講座の開設等の学習機会の提供 や各市町の生涯学習情報の相互提供を実施 する。	0	0	0	0	0	0	
高校・専門学校・大学における自治体連携事業	上川町	住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、旭川市内にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開発等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。	0	0	0	0	0	0	
高校・専門学校・大学にお ける自治体連携	東川町	当町と圏域各市町で行われる生涯学習情報を相互に提供し、広報誌やホームページ等を通して圏域住民に提供することにより、多様な学習機会を提供する。	0	0	0	0	0	0	
	事業費			1, 221	1, 221	1, 232	1, 243	6, 138	

(イ) 不登校児童生徒の受入機関の共同利用

取組の内容

圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを 行う。

協

の

定|甲の役割(旭川市)

圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面 談等の支援を行う。

内 容

乙の役割 (関係町)

甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。

効果

圏域の不登校児童生徒に対し、学校への復帰の支援とともに、豊かな情操や社会性を育む指導の充実を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
旭川市適応指導教室における指導員1名当たりの通室児童生徒数(人)	11.8	13.4	13.4	14. 6		10.6

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
適応指導教室運営事業	旭川市	不登校あるいはその傾向にある児童生徒 の学校復帰や自立に向け、適応指導教室を 設置し、保護者や学校との連携を動や学習活 あ、専任指導員を中心に体験活動や学習活 動、教育相談などの支援を行う。	10, 635	10, 849	10, 777	10, 788	10, 917	53, 966	
不登校児童生徒の受入機関 の共同利用	鷹栖町	不登校児童生徒への対応として、旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	124	125	126	131	131	637	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	東神楽町	不登校児童生徒への対応として, 旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	124	125	175	175	175	774	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	当麻町	不登校児童生徒への対応として, 旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	124	125	127	150	150	676	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	比布町	不登校児童生徒への対応として, 旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	170	170	170	170	170	850	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	愛別町	不登校児童生徒への対応として, 旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	123	124	126	170	170	713	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用 事 業	上川町	不登校児童生徒への対応として, 旭川市 適応指導教室を活用する。指導員増員等に 係る応分の経費を負担する。	185	185	185	185	185	925	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	東川町	不登校児童生徒への対応として、旭川市 適応指導教室を活用し、指導員増員に係る 応分の経費を負担する。	170	170	170	170	170	859	
不 登 校 児 童 生 徒 の 受 入 機 関 の 共 同 利 用	美瑛町	不登校児童生徒への対応として、旭川市 適応指導教室を活用し、指導員増員に係る 応分の経費を負担する。	200	200	200	200	200	1, 000	
	事	5 業費	11, 855	12,073	12,056	12, 139	12, 268	60, 391	

(ウ) 図書館相互のネットワーク化

協	取組の内容 圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
定の内	甲の役割(旭川市) 乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
容	この役割(関係町) 甲の住民に対し、こが設置する図書館の利用を認める。
効 果	図書館の相互利用のネットワークを構築し、圏域の図書利用者の利便性向上と生 涯学習環境の充実を図る。

O成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
圏域の住民が図書館を相互利用している件数 (件)	16, 194	16, 060	15, 784	18, 522		15, 345

個 別 事 業 名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
図書館ネットワーク事業	旭川市	旭川市図書館の所蔵情報提供、資料貸出 とEメールによる相互貸借申し込みシステ ムの運用。関係自治体住民の貸出利用登録 の実施	24, 356	24, 361	15, 588	12, 803	25, 548	102, 656	
図書館相互のネットワーク化	鷹栖町	図書館の相互利用のネットワークの構築 及び図書資料の充実を図る。	0	0	0	0	0	0	
相互貸借事業	東神楽町	利用者の求めに応じて町外の図書館が所蔵している図書. 資料等を利用者への貸出等を図る。	18	18	18	60	95	209	
上川管内図書館協議会	東神楽町	上川管内図書館協議会への負担金を支出 する。	10	10	10	10	10	50	
図書館ネットワークシステム	当麻町	町民の要望により、自町図書館にない図 書を他自治体と相互貸借を行う。	12	17	25	26	20	100	
図書館相互のネットワーク化事業	比布町	図書館の相互利用のネットワークの構築 と、利用者の利便性向上のため図書資料の 充実を図る。	0	0	0	0	0	0	
図書館相互のネットワーク 化事業	愛別町	図書館の相互利用のネットワークの構築 と、利用者の利便性向上のため図書資料の 充実を図る。	0	0	0	0	0	0	
図書館相互のネットワーク 化事業	上川町	図書館の相互利用のネットワークを構築 し、圏域の図書利用者の利便性向上と生涯 学習環境の充実を図る。	0	0	0	0	0	0	
図書館相互のネットワーク化	東川町	図書館の相互利用のネットワークの構築と、利用者の利便性向上、図書資料の充実を図るための情報システム等の整備を進める。	0	6, 760	260	260	260	7, 540	
図書館相互のネットワーク化	美瑛町	図書館の相互利用のネットワークを構築 し、圏域の図書利用者の利便性向上と生涯 学習環境の充実を図る。	8, 112	9, 249	7, 450	7, 875	7, 264	39, 950	
	事業費		32, 508	40, 415	23, 351	21, 034	33, 197	150, 505	

工 産業振興

(ア) 創業支援事業

取組の内容

圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため、甲の区域にある創業支援事業者等との連携により、圏域内の創業希望者に対し、窓口相談、創業セミナー等の 実施、インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。

協定

甲の役割(旭川市)

の 甲の区域内の創業希望者からの初期の相談対応、特定創業支援事業に係る支援を 内 受けた者であることの証明等を行うとともに、創業支援事業者等と連携して総合的 容 な創業支援体制を構築する。

乙の役割 (関係町)

乙の区域内の創業希望者からの初期の相談対応,特定創業支援事業に係る支援を 受けた者であることの証明等を行う。

効果

開業率の引き上げ、産業の新陳代謝促進、雇用の創出、地域の活性化を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
法人市町村民税新規登録件数 (件)	368	341	400	335		405

	個 別 事 業 名	事業主体	事 業 概 要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
- 170	ビジネスプランコンテスト 事業費	旭川市	起業や既存企業の新分野進出の気運を高 め、事業化を促進して地域経済の活性化を 図るため、ビジネスプランを評価及び表彰 するとともに、起業等に係る補助を行う。	1 000	1, 130	1, 130	1, 133	1, 133	5, 606	地方創生推進交付金 (平成29年度·30年 度·31年度·令和2年 度)
Vanie	創業支援事業	鷹栖町	創業希望者からの初期の相談対応や、特 定創業支援事業に係る証明等を行う。	19	19	19	19	19	95	
100	割業支援事業	東神楽町	新規創業者の相談窓口開設と創業に向け た助言等を行う。	22	22	2, 022	23	23	2, 112	地方創生推進交付金 (平成 29 年度·30 年度)
ĵ	削業支援事業	東川町	創業希望者からの初期の相談対応、特定 創業支援事業に係る支援を受けた者である ことの証明等を行う。		24	24	24	24	120	
		4	5 業 費	1, 145	1, 195	3, 195	1, 199	1, 199	7, 933	

(イ) 企業誘致推進事業

取組の内容

協定

圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため、旭川地域産業活性化協議会を組織する圏域内の市町が、東京都に事務所を設置し、企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど、共同して企業誘致活動を実施するとともに、人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。

の 甲の役割 (旭川市)

内 容 旭川地域産業活性化協議会を運営し、企業誘致及び産業振興を図るため圏域全体の誘致活動に関する情報の収集及び発信並びに人材育成に取り組む。

乙の役割 (関係町)

旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るための活動に取り組む。

効果

圏域内の産業振興及び雇用の拡大を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
企業立地件数 (件)	21	15	17	15		21

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
旭川地域産業活性化協議会負担金		旭川地域産業活性化協議会を組織し、東京都に事務所を設置する等共同して企業誘致活動を実施する。		13, 052	11, 904	9, 550	9, 500	59, 541	
旭川地域産業活性化協議会 負担金	鷹栖町	企業誘致及び産業振興を図るため、旭川 地域産業活性化協議会に参加する。	189	131	139	119	153	731	
旭川地域産業活性化協議会負担金	東神楽町	1市3町の企業誘致等を目的とした協議 会に負担金を支出する。(東京サテライト オフィス)	271	191	205	207	230	1, 104	
企業誘致推進事業	東川町	旭川地域産業活性化協議会に参加し、企業誘致及び産業振興を図るための活動に取り組む。		199	163	163	163	902	
	事	5.業費	16, 209	13, 573	12, 411	10,039	10,046	62, 278	

(ウ) 広域観光のネットワーク化

取組の内容

圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、広域観光ホームページによる情報発信及び圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。

協定の

内

容

甲の役割(旭川市)

圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。

観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。

乙の役割 (関係町)

圏域の情報の共同発信に向けて甲に対し、情報を提供する。

観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

効 果 観光、地場産品、各種イベント等の情報を共有し、圏域の観光振興及び圏域内外の交流を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)	
観光入込客数 (千人)	10, 328. 6	10, 150. 8	10, 246. 7	9, 939. 8		11, 292. 5	

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
大雪広域観光圏整備推進協議会負担金	旭川市	旭川圏域の幅広い観光資源を活用し、滞在交流型観光を推進し、広域観光の振興を図る。	5, 136	5, 136	0	0	0	10, 272	
大雪カムイミンタラDMO 推進費	旭川市	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため、カムイスキーリンクスを拠点とした都市型スノーリゾート地域の構築してーケティング調査、体感プログラムの開発等を行う(一社)大雪カムイミンタラDMOを支援する。	-	I	97, 529	69, 695	67, 705	234, 929	
上川地方観光連盟事業	鷹栖町	圏域の観光振興等を目的とした連盟に負担金を支出する。	45	45	15	15	15	135	
大雪カムイミンタラDMO 負担金	鷹栖町	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため(一社)大雪カムイミンタラDMOを支援する。	90	108	180	180	180	738	
旭 川 空 港 利 用 拡 大 期 成 会 事 業	鷹栖町	旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡 充を図り、道北地域における産業振興等を 目的とした事業を行うため、負担金を支出 する。	0	0	10	10	10	30	
観光ルート観光推進事業(観光インフラ整備)	東神楽町	旭川空港所在地として、広域観光のゲートウェイに則した観光施設への観光誘導の 円滑化を図る。	0	0	0	0	0	0	
上川地方観光連盟事業	東神楽町	圏域の観光振興等を目的とした連盟に負 担金を支出する。	183	183	158	158	158	840	
大雪山国立公園観光連盟事業	東神楽町	圏域の観光振興等を目的とした連盟に負 担金を支出する。	116	139	0	0	0	255	
大雪カムイミンタラDMO 負担金	東神楽町	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため(一社)大雪カムイミンタラDMOを支援する。	0	0	232	232	232	696	
広域観光関係事業	当麻町	観光客の集約を図るため、近隣市町村等 と広域的な活動を実施する。	832	854	456	467	407	3,016	
旭川空港利用拡大期成会負 担金	当麻町	旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡 充を図り、道北地域における産業振興等を 目的とした事業を行うため、負担金を支出 する。	0	0	10	10	10	30	
上川地方観光連盟事業	比布町	観光を振興するため、関係団体との連携を図るとともに、観光情報の提供を行う。	50	50	50	50	50	250	
大雪山国立公園観光連盟事 業	愛別町	圏域の観光振興等を目的とした連盟に負 担金を支出する。	77	92	154	0	0	323	
大雪カムイミンタラDMO 負担金	愛別町	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため (一社) 大雪カムイミンタラDMOを支援する。	0	0	0	154	154	308	地方創生推進交付金
旭 川 空 港 利 用 拡 大 期 成 会 事 業	愛別町	旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡 充を図り、道北地域における産業振興等を 目的とした事業を行うため、負担金を支出 する。	0	0	10	10	10	30	

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会事業	愛別町	神居古潭渓谷から上川盆地、大雪山系、石狩川水系等上川中部地域を範囲とした大雪山カムイミンタラジオパーク構想を推進するため、負担金を支出する。	0	0	30	30	30	90	
上川地方観光連盟事業	愛別町	圏域の観光振興等を目的とした連盟に負 担金を支出する。	79	79	49	49	49	305	
大雪カムイミンタラDMO 負担金	上川町	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため(一社)大雪カムイミンタラDMOを支援する。	0	0	1,062	1,062	1,062	3, 186	
上川町観光DMC推進事業	上川町	着地型観光の実施をはじめ観光振興による町の活性化を図るため、大雪山ツアーズ ㈱ (DMC) を支援する。	0	0	37, 400	47, 500	48, 500	133, 400	
上川地方観光連盟事業	上川町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	115	115	100	100	100	530	
大雪広域観光圏推進協議会 事業	上川町	観光を振興するため、関係団体との連携を図るとともに、観光情報の提供を行う。	531	638	200	200	200	1, 769	
あさひかわ観光誘致宣伝協 議会事業	上川町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	150	150	150	150	150	750	
旭川冬まつり観光客誘致事業	上川町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	50	50	50	50	50	250	
旭 川 空 港 利 用 拡 大 期 成 会 事 業	上川町	旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡充を図り、道北地域における産業振興等を 目的とした事業を行うため、負担金を支出 する。	0	50	50	50	50	200	
全国森林レクリエーション 協会負担金	東川町	森林レクリエーション利用に関する普及 啓蒙活動と情報提供等を行う。	30	30	30	30	30	150	
あさひかわ観光誘致宣伝協 議会負担金	東川町	旭川圏域の観光を促進するため、観光客 誘致宣伝事業を行う。	150	150	150	150	150	750	
あさひかわ海外経済交流推 進委員会負担金	東川町	旭川圏域の産業の観光を促進するため、 具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝事業を 行う。	20	20	0	0	0	40	
北海道観光振興機構事業	東川町	地域経済の推進を目的に、道民の道内旅 行の促進、 国際観光の推進強化事業を行う。	250	250	250	250	250	1, 250	
上川地方観光連盟事業	東川町	上川管内への観光客の誘客を促進するため、首都圏における観光プロモーション事業等を行う。	192	192	187	187	80	838	
東川町文化首都創生館整備事業 ※ 再掲	東川町	域資源の販路拡大と知名度の向上を図るとともに圏域の交流人口増加を図るため、 圏域における地域資源の情報を収集、発信を行う施設を整備する。	0	1, 300, 000	10, 000	0	0	1, 310, 000	
東川町文化ギャラリー整備事業	東川町	「写す、残す、伝える」心を大切にした 写真文化の中心地として、写真と世界の 人々を繋ぐことを目的に、室の高い作品展 示環境を整備し、知名度の向上を図るとと もに圏域の交流人口増加を図る。	0	0	0	0	600, 000	600, 000	
	4	5.業費	8, 096	1, 308, 331	148, 512	120, 789	719, 632	2, 305, 360	

(工) 農業生産技術等情報共有事業

協	取組の内容 圏域の農業の振興に資するため、農業生産技術等に関する情報の共有を図る。
定の内	甲の役割(旭川市) 旭川市農業センターにおける試験研究に関する情報を乙に提供する。
容	乙の役割(関係町) 乙の区域における農業生産技術等に関する情報を甲に提供する。
効果	農業生産の安定及び生産性の向上、負担軽減を図る。

O成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
農業生産額(百万円)	19,979	19, 198	19, 612	17, 881		21, 976

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
農業生産技術等情報共業	有事 旭川市	旭川市農業センターが実施した農業生産 技術に関する試験研究成果等について、1 市2町(旭川市、東神楽町、施橋町)にお ける農業生産技術等の情報共有を行う。	_	0	0	0	0	0	
農 業 生 産 技 術 等 情 報 共 業	有事 鷹栖町	1 市 2 町(旭川市、東神楽町、鷹栖町) における農業生産技術等の情報共有を行う。	1	0	0	0	0	0	
農 業 生 産 技 術 等 情 報 共 業	有事 東神楽町	1 市 2 町(旭川市、東神楽町、鷹栖町) における農業生産技術等の情報共有を行う。	ı	0	0	0	0	0	
	Į	B 業 費	0	0	0	0	0	0	

オ その他

(ア) 水道施設の共同使用

` <u>* /</u>	不是泥 以 0八円 C/II
協	取組の内容 浄水施設の共同使用により、水道水を供給する。
定の内	甲の役割(旭川市) 浄水施設を管理運営し、安全な水道水を供給する。
容	乙の役割(関係町) 甲の浄水施設の管理運営に対し、応分の経費を負担する。
効果	水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。

〇成果指標(KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
施設共同利用日率 (%)	100	100	100	100		100

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
旭川市水道事業	旭川市	浄水施設を管理運営し、安全な水道水を 供給する。	58, 865	61, 838	58, 411	57, 370	57, 513	293, 997	
水道施設の共同使用	鷹栖町	旭川市の浄水施設管理に対する応分の経 費を負担する。	28, 708	29, 959	29, 573	34, 132	34, 132	156, 504	
水道施設の共同使用	東神楽町	旭川市の浄水施設管理に対する応分の経 費を負担する。	32, 026	31, 557	29, 639	25, 785	25, 448	144, 455	
	事	3.業費	119, 599	123, 354	117, 623	117, 287	117, 107	594, 970	

(イ) 広域下水道施設の共同使用

` <u> </u>	本教主外と記載の大門文 が
協	取組の内容 共同施設(処理場・ポンプ場・管渠)により、一括して汚水の処理を行う。
定の内	甲の役割(旭川市) 共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水の処理を行う。
容	乙の役割(関係町) 共同施設の建設,管理運営,汚水処理等に対し,応分の経費を負担する。
効果	下水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。

O成果指標(KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
下水道処理人口普及率(%)	94. 3	94.3	94.4	94. 5		94.3

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
旭川市公共下水道事業	旭川市	汚水処理施設を管理運営し、排出される 汚水の処理を行う。	557, 290	463, 350	478, 713	746, 163	2, 047, 849	4, 293, 365	社会資本整備総合交付金,下水道事業債
下水道施設の共同使用	鷹栖町	旭川市の汚水処理施設管理に対する応分 の経費を負担する。	38, 404	38, 346	39, 852	39, 240	39, 600	195, 442	
下水道施設の共同使用	東神楽町	旭川市の汚水処理施設管理に対する応分 の経費を負担する。	84, 231	81, 894	92, 664	80, 901	80, 520	420, 210	
旭川広域圏下水道事業	東神楽町	旭川市下水処理センター建設費用に対す る応分の経費を負担する。	7, 579	19, 096	12, 534	9, 559	38, 352	87, 120	下水道事業債
下水道汚水処理負担金	当麻町	汚水処理施設を管理運営し、排出される 汚水の処理を行う。	32, 655	32, 193	34, 203	34, 287	35, 640	168, 978	
旭川広域圏下水道事業	当麻町	汚水処理施設を管理,運営費の負担をする。	2, 820	2, 292	2, 400	15, 770	49, 956	73, 238	下水道事業債、過疎 債
下水道汚水処理負担金	比布町	汚水処理共同施設での、汚水処理等に対 し、応分の経費を負担する。	17, 496	17, 496	17, 496	17, 496	17, 496	87, 480	
旭川広域圏下水道施工事業	比布町	汚水処理施設を管理,運営費の負担をする。	2, 052	2, 052	2, 052	2, 052	2, 052	10, 260	
下水道汚水処理負担金	東川町	旭川市の汚水処理施設管理に対する応分 の経費を負担する。	42, 800	43, 600	43, 600	46, 892	47, 322	224, 214	
旭川広域圏下水道施工事業	東川町	汚水処理施設の維持管理, 運営を旭川市 へ委託し負担金を支出する。	5, 984	6, 678	7, 800	6, 036	15, 752	42, 250	
	事業費			706, 997	731, 314	998, 396	2, 374, 539	5, 602, 557	

(ウ) 防災体制の整備

取組の内容

圏域内の防災体制の連携, 充実を図るため, 防災計画等の情報を共有し, 職員を対象とする合同研修や訓練等を実施するとともに, 災害時における相互応援体制の構築を進める。

協定

の

内

容

甲の役割(旭川市)

圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。

圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。

計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。

乙の役割 (関係町)

圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。

甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制 の構築に向け、甲と協力して取り組む。

効 果

圏域内の防災体制の連携、充実を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
旭川市中心で開催した相互応援のための研修を含めた防災担当者会議等の参加者数(人)	9	10	14	13		9

(単位・千円

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
避難場所整備事業 (防災訓練事務用品)	旭川市	大規模震災等によりライフラインが寸断された場合の暖房、 給水等を確保するため、市内の主要な避難所に資機材を配置する。	58	50	0	43	30	181	
防災体制の整備	鷹栖町	圏域内の情報共有や研修,訓練等に参加 した場合の応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
消防防災体制の整備	東神楽町	圏域内の情報共有や研修,訓練等に参加 した場合の応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
地域防災計画等の情報共有	当麻町	大規模災害時に備え,各市町の地域防災 計画等の情報を各市町で保有する。	0	0	0	0	0	0	
消防防災体制の整備	比布町	防災計画等の情報の共有に向けて情報を 提供する。職員の合同研修や訓練等に参加 し、応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
消防防災体制の整備	愛別町	圏域内の情報共有や研修,訓練等に参加 した場合の応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
地域防災計画等の情報共有 事業	上川町	大規模災害時に備え、各市町の地域防災 計画等の情報をデータ化し、各市町で保有 する。	0	0	0	0	0	0	
消防防災体制の整備	東川町	大規模災害時に備え、防災計画等の情報 を共有化し、必要な研修、訓練等に参加し 経費を一部負担する。	0	0	0	0	0	0	
防災体制の整備	美瑛町	圏域内の防災体制の連携, 充実を図るため, 防災計画等の情報を共有し, 職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。	118, 962	20, 573	3, 503	6, 793	3, 014	152, 845	防災無線整備事業債 防災資機材整備事業 債
_	事	5 業 費	119,020	20, 623	3, 503	6,836	3,044	153,026	

(エ)消防の広域化

\ <u> </u>	川防の圧気に
協	取組の内容 消防体制の強化を図るため、消防の広域化を行う。
定の	甲の役割(旭川市) こから消防事務の委託を受け、当該事務を管理し、及び執行する。
容	乙の役割(関係町) 甲に消防事務を委託する。 甲の消防事務の管理及び執行に対し、応分の経費を負担する。
効果	消防体制を強化し、圏域住民の更なる安全安心の確保を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)	
火災による死者数(人)	0. 78	1.13	1. 27	1.08		0. 70	

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
消防事務の受託	旭川市	消防の広域化によるスケールメリットを活かし、消防体制を強化するため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、上川町及び鷹栖町の消防事務全般(消防団に係る事務、消防水利施設の設置、維持及び管理に係る事務等を除く。)を受託する。	441, 702	438, 681	476, 750	452, 155	467, 401	2, 276, 689	
消防体制の充実	鷹栖町	質の高い消防サービスを提供し、住民生活に対する安全性と安心感の充実を図る	155, 910	155, 091	170, 294	160, 947	166, 483	808, 725	
消防事務委託事業	上川町	旭川市に消防事務を委託し、その管理及び執行に対し、応分の経費を負担する。	285, 792	283, 590	306, 456	291, 208	300, 918	1, 467, 964	
	事	· 类 費	883, 404	877, 362	953, 500	904, 310	934, 802	4, 553, 378	

(オ) 公共施設の相互利用の促進

取組の内容

公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。

協 │甲の役割(旭川市)

定 旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録の する。

甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。

公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。

内容

乙の役割 (関係町)

甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、甲と連携して検討を行う。

効 公共施設の効率的な利用と、圏域住民の文化・スポーツ活動の活性化、交流の活 果 発化を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
旭川市生涯学習情報提供システムのアクセス数(回)	115, 502	109, 181	103, 598	104, 739		138, 375

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
生涯学習振興事業 (生涯学習情報提供システム) ※再掲		旭川市及び関係町で行われる生涯学習情報を相互に提供し、広報誌やホームページ等を通して圏域住民に提供することにより、多様な学習機会を提供する。	1, 221	1, 221	1, 221	1, 232	1, 243	6, 138	
合葬式施設整備事業	旭川市	少子高齢化の進行、価値観の多様化等を 背景とする、従来の承継者を前提とした墓 にはない合葬式施設の需要に応えるた め、施設の整備に係る設計及び工事を実施 する。	3, 168	40, 310	13, 064	0	0	56, 542	地域活性化事業債
墓地管理事業	旭川市	市営墓地内の維持・管理を行うととも に、墓地使用状況を調査し、新規貸付箇所 を整地する。 旭川市共同墓について、共同墓管理シス でテムを活用し、申請から納骨まで円滑なり であるほか、お金時間には交通誘導員を 配置し、墓参者の安全確保を図る。	-	1	1	23, 274	24, 460	47, 734	
旭川聖苑火葬炉等整備事業	旭川市	火葬件数の増加に伴う既存炉の老朽化に 対応するため、旭川聖苑の既存炉の更新を 行う。	48, 330	96, 108	297, 617	51, 328	71, 067	564, 445	地域活性化事業債, 地域づくり総合交付 金
公共施設の相互利用の促進	鷹栖町	旭川市及び関係町で行われる生涯学習情報を相互に提供し、広報誌やホームページ等を通して圏域住民に提供することにより、多様な学習機会を提供する。	0	0	0	0	0	0	
公共施設の相互利用の促進	比布町	公共施設の効率的利用を目的に、旭川市 が管理運営する生涯学習情報システムに登 銭情報を提供する。公共施設の適正な維持 管理に努める。	0	0	0	0	0	0	
公共施設の相互利用の促進	愛別町	公共施設の効率的な利用を図るために. 旭川市が管理運営する生涯学習情報システ ムに登録情報を提供する。公共施設の適正 な維持管理に努める。	0	0	0	0	0	0	
公共施設の相互利用の促進 事業	上川町	公共施設の効率的な利用を図るため、相 互利用や利用情報の共有化を促進し、旭川 市が管理・運用する旭川市生涯学習情報提 供システムを広域的に活用する。	0	0	0	0	0	0	
公共施設の相互利用の促進	東川町	公共施設の効率的な利用を図るため、相 互利用や利用情報の共有化を促進し、圏域 住民に提供する事により多様な学習機会を 提供する。	0	0	0	0	0	0	
	4	5業費	52, 719	137, 639	311, 897	75, 834	96, 770	674, 859	

(カ) 大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業

取組の内容

圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。

協定

の

甲の役割(旭川市)

大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。

内 容

乙の役割 (関係町)

環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を (企画・)実施する。

※行政区域内に大雪山国立公園を有する町(上川町,東川町)は,「企画」も行う。

効果

大雪山の自然景観等を守り、資質の維持確保を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
資質維持に係る環境美化活動の参加者数(人)	102	102	103	121		112

個別事業名	事業主体	事 業 概 要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
大雪広域観光圏整備推進協議会負担金 ※再掲	旭川市	旭川圏域の幅広い観光資源を活用し、滞在交流型観光を推進し、広域観光の振興を図る。	5, 136	5, 136	0	0	0	10, 272	
大雪カムイミンタラDMO 推進費 ※再掲	旭川市	滞在型・通年型観光を圏域全体で促進するため、カムイスキーリンクスを拠点とした都市型スノーリゾート地域の構築か、マーケティング調査、体感プログラムの開発等を行う(一社)大雪カムイミンタラDMOを支援する。	-	1	97, 529	69, 695	67, 705	234, 929	
大雪山国立公園のPR事業	鷹栖町	圏域の環境、景観を保全するため、関係機関への環境整備の要請活動、圏域住民へのPR活動を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山国立公園等のPR事業	東神楽町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山国立公園のPR事業	当麻町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山国立公園のPR事業	比布町	観光を振興するため、関係団体との連携 を図るとともに、観光情報の提供を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山国立公園のPR事業	愛別町	圏域の自然環境を保全するため、圏域住 民へのPR活動を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山愛護少年団活動事業	上川町	圏域の環境、景観を保全するため、関係機関への環境整備の要請活動、圏域住民へのPR活動を行う。	80	80	80	150	80	470	
大雪山国立公園連絡協議会事業	上川町	圏域の環境、景観を保全するため、関係機関への環境整備の要請活動、圏域住民へのPR活動を行う。	243	243	243	243	243	1, 215	
国立公園 石狩川クリーン アップ作戦事業	上川町	圏域の環境、景観を保全するため、関係 機関や圏域住民と共同でクリーンアップ活 動を行う。	0	13	13	13	13	52	
大雪山国立公園の P R 活動 事業	上川町	圏域の環境、景観を保全するため、関係機関への環境整備の要請活動、圏域住民へのPR活動を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪山国立公園観光連盟負 担金	東川町	大雪山国立公園圏域の観光を促進するため、観光客誘致宣伝事業を行う。	0	0	0	0	0	0	
大雪カムイミンタラDMO 負担金	東川町	大雪山国立公園圏域の観光を促進するため、観光客誘致宣伝事業を行う。	213	255	426	426	426	1,746	·
	4	業費	5, 672	5, 727	98, 291	70, 527	68, 467	248, 684	

(キ) 森林環境を活用した事業

取組の内容

圏域の豊かな森林資源の魅力を発信するため、森林の保全、整備を連携して実施する。

協定の

内

容

甲の役割(旭川市)

森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに, 植樹・育樹活動 を企画・実施する。

乙が行うフォーラム等の開催に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。

乙の役割 (関係町)

森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに, 植樹・育樹活動 を企画・実施する。

効果

圏域の良質な水資源の確保、二酸化炭素の吸収対策、景観形成を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
森林関連施設来園者数 (人)	599, 539	542, 395	668, 531	629, 228		659, 493

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
森林環境活用事業	旭川市	豊かな森林資源の魅力を発信するため, フォーラムや植樹会等を実施する。	0	0	0	0	0	0	
林業行政事業	旭川市	市有林開放施設における森林学習事業を 実施する。	582	635	5, 026	594	974	7, 811	
森林整備地域活動支援事業	旭川市	国の施策に基づき、森林整備の実施に不可欠な地域活動を支援する。	32, 737	2, 889	0	0	0	35, 626	森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 事 業 費 補 助 金
森林整備対策事業	旭川市	民有林の生産性向上と多面的機能発現の ため、造林間伐に係る経費の一部を助成す る。	9, 139	9, 752	12, 219	27, 535	33, 701	92, 346	未来につなぐ森づく り推進事業補助金
森林環境を活用した事業	鷹栖町	豊かな森林資源の魅力を発信するため、 フォーラムや植樹会等への参加し、応分の 経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
民有林振興事業	鷹栖町	豊かな森林の造成をするため、間伐等により民有林の振興を図る。	2, 584	1, 880	3, 188	5, 676	3, 130	16, 458	未来につなぐ森づく り推進事業補助金
町有林整備事業	鷹栖町	町有林の保有機能を的確に反映するため、造林・保育事業の推進を図る。	23, 289	20, 998	15, 142	15, 062	23, 000	97, 491	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 補 助 金
森林環境活動事業	東神楽町	豊かな森林資源の魅力を発信するため、 フォーラムや植樹会等を実施または参加 し、応分の経費を負担する。	10	10	10	10	10	50	
未来につなぐ森づくり推進 事業	東神楽町	民有林の振興と豊かな森林の造成をする ため、人工造林事業の推進を図る。	1, 323	3, 469	3, 469	3, 640	1, 820	13, 721	未来につなぐ森づく り推進事業補助金
林業振興事業	東神楽町	本町における森林整備(下刈り・作業道)事業を推進するために町単独事業を推進する。	3, 772	4, 637	4, 598	4, 598	4, 598	22, 203	
森林環境活動事業	比布町	豊かな森林を造成するため、間伐等により民有林の振興を図る。また、森林資源の 財力を発信するため、フォーラム等に参加 し応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
森林環境を活用した事業	愛別町	豊かな森林資源の魅力を発信するため、 フォーラムや植樹会等を実施または参加 し、応分の経費を負担する。	0	0	0	0	0	0	
町有林整備事業	愛別町	町有林の保有機能を的確に反映するため、造林・保育事業の推進を図る。	10, 692	5, 006	5, 578	7, 006	8, 162	36, 444	町有林下刈事業補助 金・町有林更新伐事 業補助金・町有林植 栽事業補助金
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 交 付 金	愛別町	森林所有者による森林施業の実施をするための条件整備を図る。	0	0	0	0	0	0	
未来につなぐ森づくり推進 事業	愛別町	民有林の振興と豊かな森林の造成をする ため、人工造林事業の推進を図る。	70	1, 245	1, 530	1, 664	4, 746	9, 255	未来につなぐ森づく り推進事業補助金
協働による森づくり推進事業	上川町	豊かな森林資源の魅力を発信するため, フォーラムや植樹会等を実施する。	0	0	0	0	0	0	
水源の森整備事業	上川町	石狩川源流の町として下流域への良質な水資源の供給等のため、町有林化や民有林 支援等を通じた森づくりを実施する。	19, 587	30, 000	34, 956	12,000	12,000	108, 543	地域活性化事業債
森林体験環境整備事業	上川町	広大な森林面積や立地条件を活かすなど し、森林体験を推進する。	0	0	0	0	0	0	
森林整備地域活動支援交付金	東川町	本事業により森林所有者による計画的な森林整備を推進するための条件整備を図る。	6, 620	3, 500	3, 500	3, 500	3, 500	20, 620	

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金,起	債等
未来につなぐ森づくり推進 事業	東川町	民有林の振興と豊かな森林の造成をする ため、人工造林事業の推進を図る。	1, 053	2, 319	2, 803	5, 259	6,012	17, 446		
豊かな森づくり推進事業	東川町	本町における森林整備(除間伐・下刈り)事業を推進するために町単独事業を推進する。	1, 038	1, 100	1, 177	1, 192	865	5, 372		
生産林道開設事業	東川町	森林整備に欠かすことのできない作業道を整備する事により、森林施業推進を図る。	1, 581	300	1,500	1, 500	5, 400	10, 281		
町有林整備事業	東川町	町民の財産である森林の目的・機能にあった事業を計画的に推進する。	12, 628	11, 753	18, 629	10, 049	15, 867	68, 926		
	4	5 業 費	126, 705	99, 493	113, 325	99, 285	123, 785	562, 593	•	

(ク) し尿等処理施設の広域的利活用

取組の内容

環境への負荷を軽減し、循環型社会の形成を目指すため、し尿等処理施設の広域的利活用により、一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。

施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。

協定の

内

容

甲の役割(旭川市)

し尿等処理施設を管理運営し、甲と乙の区域において排出されるし尿等の処理を 行う。

施設の延命化を考慮し、効率的で安定した処理を行うため、施設・設備の整備を 行う。

乙の役割 (関係町)

甲のし尿等処理施設の管理運営, し尿等の処理等に対し, 応分の経費を負担する。

効果

本事業の実施により生活排水処理を下水道で一括処理することが可能となり、経済性の向上、効率的な維持管理が期待出来る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
中心市と連携自治体から発生する汲み取りし尿と浄化槽汚泥の前処理率(%)	100	100	100	100		100

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金,	起債等
環境センター管理費	旭川市	し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理する ため、環境センターの管理・運営を行う。	111, 905	111, 952	109, 630	112, 295	119, 402	565, 184		
環境センター施設改修費	旭川市	施設の効果的な保全管理のため、故障等により処理工程に影響がある設備を計画的に整備改修し、処理機能の確保を図る。	1	1	1	1	2, 400	2, 400		
し尿等処理施設の広域的利 活用	鷹栖町	し尿等の汚水処理を旭川市へ委託し、処理量に応じた経費を負担する。	16, 354	15, 530	15, 794	17, 268	17, 426	82, 372		
し尿等汲み取り処理事業	東神楽町	旭川市環境センターに委託しているし尿 等の処理に係る事業費に対し、処理量に応 じて経費を負担する。	13, 062	13, 825	13, 197	13, 721	13, 651	67, 456		
環境センター管理運営費	上川町	し尿を衛生的に処理するため、環境センターの管理運営を行う。 (し尿収集搬入手数料)	6, 789	7, 031	7, 071	7, 063	7, 055	35, 009		
環境センター管理運営費	東川町	し尿を衛生的に処理するため、環境センターの管理運営を行う。	23, 306	23, 070	23, 000	30, 646	30, 889	130, 911		
	事	5 業費	171, 416	171, 408	168, 692	180, 993	190, 823	883, 332		

(ケ) ごみ焼却処理施設の広域的利活用

取組の内容

ごみの広域的処理の観点や環境的側面を考慮し、旭川市のごみ焼却処理施設の広域的利活用により、可燃ごみの焼却処理を行う。

圏域に見合うごみ処理に係る広域化システムの検討を進める。

協定

ഗ

内

容

甲の役割(旭川市)

ごみ焼却処理施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される可燃ごみの 焼却処理を行う。

上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会を運営し、ごみ処理に係る広域化システムの検討をすすめる。

乙の役割 (関係町)

甲のごみ焼却処理施設の管理運営、焼却処理等に対し、応分の経費を負担する。 上川中部地域ごみ処理広域対策協議会に参加し、ごみ処理に係る広域化システム の検討を進める。

効 圏域の環境保全が図られるとともに、現有施設の有効活用による効果的なごみ処果 理が行われることになる。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
焼却処理量 (t)	78, 591	76, 375	76, 916	76, 429		69,000

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
清掃工場管理費	旭川市	燃やせるごみの焼却処理について受入基準に基づき,適正な処理を確保する。	435, 926	433, 792	429, 221	432, 372	452, 412	2, 183, 723	
近文清掃工場設備補修費	旭川市	安全で安定したごみ処理機能を維持する ため、摩耗劣化した燃焼設備等の補修を行 う。	64, 800	22, 680	24, 985	35, 045	9, 686	157, 196	
近文清掃工場基幹的設備改 良費	旭川市	近文清掃工場の安定した運転を確保し、 可燃ごみの適正処理を維持していくため、 長寿命化計画を策定し、基幹的設備改良を 行う。	340, 783	1	1	1	1	340, 783	循環型社会形成推進 交付金, ごみ処理施 設整備事業債
清掃工場将来整備計画策定 費	旭川市	清掃工場の再延命化と建替え、リサイク ルブラザの整備の在り方について総合的に 検討する。	1	6, 750	-	-	1	6, 750	
清掃工場整備推進費	旭川市	廃棄物エネルギーの有効活用や廃棄物の 資源化を促進し、最終処分量の低減にもつ ながる中間処理を実施するための次期清掃 工場の整備に向けた取組を進める。	1	1	7, 993	262	176	8, 431	
焼却処理施設の広域的利活 用	鷹栖町	家庭から排出される燃やせるごみの焼却 処理を旭川市へ委託し、処理量に応じた経 費を負担する。	9, 837	4, 680	477	0	531	15, 525	_
	事	3.業費	851, 346	467, 902	462, 676	467, 679	462, 805	2, 712, 408	

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通確保維持改善事業

取組の内容

圏域内の公共交通の充実を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査・検討及び調整を行う。

公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に 取り組む。

協定の

国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。

内 容

甲の役割(旭川市)

路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

乙の役割 (関係町)

路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

効 果

圏域住民の公共交通に対するニーズの充足と公共交通機能が持続可能となる。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
連携自治体間を結ぶ地域間幹線系統数(系統)	12	12	12	12		12

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
地域公共交通対策費	旭川市	路線バスなど、公共交通体系の維持、確 保充実を図るため、関係機関との連携を図 りながら、路線維持対策、利用促進事業を 行う。	15, 655	25, 465	17, 464	12, 065	14, 154	84, 803	地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費 補 助 金
公共交通維持確保改善	鷹栖町	路線バス等の公共交通に係る維持確保, 改善を図り、関係機関との連携を図りなが ら、必要な取り組みを行う。	15, 550	19, 015	14, 414	14, 904	14, 904	78, 787	地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費 補 助 金
地域公共交通維持確保改善事業	東神楽町	路線バス等の公共交通を確保するための 会議の運営により公共交通の維持・確保に 必要な取り組みを行う。	0	0	0	0	40	40	
公共交通の確保対策費	当麻町	路線バス等,公共交通体系の維持,確保、充実を図るため、関係機関との連携を 図りながら,路線維持対策,利用促進事業 を行う。	0	0	0	0	0	0	
公共交通維持確保等改善事業	比布町	路線バス等の公共交通を確保するための 会議への参加により公共交通の維持・確保 に必要な取り組みを行う。	0	0	0	0	0	0	
公共交通維持確保等改善事業	愛別町	路線バス等の公共交通の維持、確保、充 実を図るため、関係機関との連携を図りな がら、必要な取り組みを行う。	0	0	26	22	34	82	
地域公共交通活性化事業	東川町	公共交通の利便性を高めるため、乗合タ クシーを運行し、交通空白地の解消を図 る。	5, 450	6, 655	6, 757	6, 991	7, 449	33, 302	
地域公共交通維持確保改善 事業	美瑛町	路線バス等の公共交通の維持、確保、充 実を図るため、調査・研究を行い、関係機 関との連携を図りながら、必要な取り組み を行う。	4, 530	4, 530	4, 530	4, 574	4, 615	22, 779	
	哥	5.業費	41, 185	55, 665	43, 191	38, 556	41, 196	219, 793	

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 地場産品発掘普及事業

取組の内容

地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、圏域内の事業体に対して既存商品の発掘等を通じた販路拡大を支援するとともに、各種イベントへの出展やホームページの活用等により圏域内外へ情報を発信する。

[甲の役割(旭川市)

協定の

内

容

地場産品の情報や圏域内外で実施されるイベント、物産展等の情報を集約し、乙に提供するなど、圏域内外への販路拡大に向けて連絡調整を行う。

各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に乙と連携して取り組む。

乙の役割 (関係町)

地場産品の発掘に取り組むとともに、地場産品をPRできるイベント等の情報と併せて甲に情報提供する。

各種イベントへの出展やホームページの活用等による情報発信に甲と連携して取り組むとともに、イベント等への出展に係る応分の経費を負担する。

効 果

圏域の生産者、小売業者の経済的波及と、地域産業の活性化を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
イベント等の来場者数(人)	2, 334, 291	2, 332, 253	2, 200, 340	2, 323, 959		2, 567, 720

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
戦略的市場開拓推進事業	旭川市	地場産品の国内外における新たな市場開 拓を推進するため、国内外の各種物産展・ 展示会への出展支援や道外道の駅との物産 交流事業を行う。	19, 907	19, 127	16, 389	16,094	9, 419	80. 936	地方創生加速化交付金(平成28年度), 地方創生推進交付金 (平成29年度~令和 2年度)
北の恵み 食べマルシェ開催負担金	旭川市	北北海道地域の農畜海産物、加工食品などの販路拡大を図り、多彩で豊かな食の供 ・	50, 000	45, 000	45, 000	48, 000	48, 000	236,000	いきいきふるさと推 進事業助成金(令和 元年度) 地方創生推進交付金 (令和2年度)
道 北 地 域 旭 川 地 場 産 業 振 興 センター運営補助金	旭川市	地場企業振興のため、センターに補助金 を支出し、円滑な事業運営を図る。	11,000	9, 680	8, 615	4, 400	4, 000	37, 695	
地場産品発掘普及事業	鷹栖町	地場産品の販路拡大と知名度の向上、旭 川圏域における地域資源の情報を収集し、 効果的に周知する。	1, 120	5, 773	2, 143	1, 727	1,767	12, 530	
地場産品販売促進事業	東神楽町	定住自立圏を構成する他市町との連携により、圏域内外で実施されるイベント、物産展等の出店者の拡大及び参加の促進な大 種種的な支援を行い、PR活動や販路拡大に取り組む。	75	500	500	820	390	2, 285	
地場産業振興センター事業	愛別町	地場産業の振興を図るため、センターに 負担金を支出する。	0	0	0	0	0	0	
旭川観光物産情報センター 負担金	愛別町	情報センターに地場産品を展示し、情報 発信するために負担金を支出する。	36	0	0	0	0	36	
農業・商工・観光連携対策事業	上川町	地域資源の販路拡大と知名度の向上のため、旭川市と近隣地域における地域資源の 情報を収集し、効果的に周知する。	600	600	600	600	600	3, 000	
地場産品消流対策事業	上川町	地域資源の販路拡大と知名度の向上のため、旭川市と近隣地域における地域資源の 情報を収集し、効果的に周知する。	150	150	150	150	150	750	
旭川地場産業振興センター事業	東川町	町内の地場産品販路開拓及び拡大事業等を行う。	0	0	0	0	0	0	
東川町文化首都創生館整備事業	東川町	域資源の販路拡大と知名度の向上を図る とともに圏域の交流人口増加を図るため、 圏域における地域資源の情報を収集、発信 を行う施設を整備する。	0	1, 300, 000	10, 000	0	0	1, 310, 000	
東川町文化ギャラリー整備 事業 ※再掲	東川町	「写す、残す、伝える」心を大切にした 写真文化の中心地として、写真と世界の 人々を繋ぐことを目的に、室の高い作品展 示環境を整備し、知名度の向上を図るとと もに圏域の交流人口増加を図る。	0	0	0	0	600,000	600,000	
	· 事	5 業費	82, 888	1, 380, 830	83, 397	71, 791	664, 326	2, 283, 232	

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ア)移住定住の促進

取組の内容

圏域への人口流入を促進するため、ホームページ等による移住定住の情報発信を 行うとともに、移住定住の受入体制の充実に向けた調査研究を行う。

協定

甲の役割 (旭川市)

圏域全体の移住定住に関するPR活動等による情報発信を行う。

短期移住や季節移住体験等に対応できるよう調査研究を行う。

の内容

乙の役割 (関係町)

甲と連携し、移住定住情報の共有に向けて取り組む。

豊かな自然、安全安心な食、イベント、農業体験メニュー等に関するPR活動の 実施や情報発信について、連携して調査研究を行う。

効 果

圏域人口の維持、増加を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
移住に関わる相談件数(各年度件数)	236	275	411	508		260

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
移住促進事業	旭川市	将来の人口減少の進行を見据え、移住・ 定住の促進を図ることを目的として訴り、 中心市街地活性化のほか各種関連施制 携しながら、魅力PRや情報提供体制 化、移住体験ツアーなどを実施する。	7, 221	9, 116	17, 521	10, 159	21, 828	65,845	H28地方創生加速化交付金、H29・H30地方創生推進交付金
移住定住の促進	鷹栖町	移住定住に向けたPR活動の推進、新築・空き家改修への補助、各種施設等の推進、その他必要な取組を実施する。	35, 353	22, 926	28, 744	37, 127	21, 021	145, 171	H28地方創生加速化交付金、H29・H30地方創生推進交付金
北海道移住促進協議会	東神楽町	移住促進に係る周知活動や各種施策等の 推進,その他必要な取組を実施する。	50	50	50	50	50	250	
移住定住の促進	当麻町	移住促進に係る周知活動や各種施策等の 推進,その他必要な取組みを実施する。	5, 013	5, 235	18, 840	18, 926	18, 800	66, 814	社会資本整備総合交付金
移住定住の促進	比布町	移住促進に係る周知活動や各種施策等の 推進,その他必要な取組を実施する。	26, 725	26, 725	27, 000	27, 000	27, 000	134, 450	
移住定住の促進	愛別町	地域の活性化と定住化を図るため、地域 情報や空き家情報の収集や発信を行う。ま た、圏域で連携して調査研究を行う。	629	4, 688	1, 398	2, 030	2, 200	10, 945	
移住・定住情報の発信事業	上川町	地域の活性化と移住・定住化のため、移 住定住に向けた取組として、地域の企業・ 団体と協力し情報発信を進める。	974	2, 297	20, 311	21, 672	20, 773	66, 027	
移住定住の促進	東川町	移住促進に係る周知活動や各種施策等の 推進,その他必要な取組みを実施する。	59, 296	14, 578	19, 345	29, 811	28, 758	151, 788	
移住定住の促進	美瑛町	圏域への人口流入を促進するため,移住 定住の情報発信を行うとともに、移住定住 の受け入れ態勢の充実に向けた調査研究を 行う。	980	1, 247	1, 358	1, 507	1, 371	6, 463	地方創生推進交付金
	4	5 業 費	136, 241	86, 862	134, 567	148, 282	141, 801	647, 753	

(イ) スポーツ合宿誘致事業

取組の内容

スポーツ合宿において必要となる体育施設、宿泊施設、交通機関等の情報を一元化し、ホームページ等を利用して情報発信を行うとともに、スポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

協定

甲の役割(旭川市)

の内容

スポーツ合宿の誘致に係る共同運営窓口の設置, 圏域内の連絡調整, 情報集約を行い, ホームページ等の活用による情報発信を行う。

乙とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

乙の役割 (関係町)

圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 甲とスポーツ合宿の受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

効 果 交流人口の拡大による経済波及効果や地域の活性化が期待される。 住民のスポーツ振興や競技力向上に向けたスポーツ交流が期待される。

圏域の特性を活かした圏域全体での誘致活動の推進により、圏域での大規模大会 等実施の可能性も期待できる。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	Н30	R1	目標値 (R2)
スポーツ合宿者数(人)	7, 750	3, 077	3, 592	4, 206		8, 525

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金,起債等
スポーツ大会等誘致推進事業		圏域でのスポーツ合宿誘致に向けた体育 施設・宿泊・交通機関等の情報を一元化 し、 HP等を利用して情報提供すると共 に、スポーツ合宿の受け入れ体制充実に向 けた調査研究を行う。	5, 725	2, 352	5, 322	14, 384	13, 885	41, 668	
カムイスキーリンクス索道 等整備事業	旭川市	圏域でのスポーツ合宿誘致に向け、カム イスキーリンクスの素道等の整備を行う。	371, 299	264, 885	203, 343	158, 219	197, 989	1, 195, 746	公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債
スポーツ合宿誘致事業	比布町	圏域でのスポーツ合宿誘致に向けた体育 施設・宿泊・交通機関等の情報を一元化 し、 HP等を利用して情報提供すると共 に、スポーツ合宿の受け入れ体制充実に向 けた調査研究を行う。	0	0	0	0	0	0	
スポーツ合宿誘致事業	東川町	圏域でのスポーツ合宿誘致に向けた体育 施設・宿泊・交通機関等の情報を一元化 し、 HP等を利用して情報提供すると共 に、スポーツ合宿の受け入れ体制充実に向 けた調査研究を行う。	0	0	0	0	0	0	
クロスカントリーコース整 備事業 (旭岳キトウシ)	東川町	圏域でのクロスカントリースキー合宿誘 致に向け、コースの整備を行う。	0	0	0	1, 800	3,000	4, 800	
ゆめ公園整備事業	東川町	圏域でのスポーツ合宿誘致に向けた合宿 受入環境の整備を行う。	0	10,000	0	0	99, 548	109, 548	
	事	· 类 費	377, 024	277, 237	208, 676	174, 403	314, 422	1, 351, 762	

(ウ) 国際交流の推進

取組の内容

圏域における国際交流を推進するため、海外からの留学生や研修生を積極的に受け入れ、語学研修、圏域における文化の紹介、住民との交流等を行う。

甲の役割(旭川市)

協 ホームページ等の活用による情報発信、留学生や研修生の受入れに関する調整を 定 行う。

の内容

留学生や研修生の語学研修に対する支援, 圏域における文化の紹介, 住民との交流等を行うとともに, 乙と受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

乙の役割 (関係町)

圏域内の情報発信のために、甲に対し、情報を提供する。

留学生や研修生に対する語学研修、圏域における文化の紹介、住民との交流等を 行うとともに、甲と受入体制の充実に向けた調査研究及び環境の整備を行う。

効 海外からの観光客や移住者の増加及び圏域内の生活、文化等の様々な分野におけ 果 る活性化を図る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
海外の姉妹友好都市との交流人数(人)	274	153	306	231		274

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
国際交流振興費	旭川市	外国人と市民との交流事業や日本語教室など、外国語を母語とする市民の生活支援 及び国際交流団体の記動支援を行っている 旭川市国際交流委員会に対し負担金を支出 し、市民レベルの国際交流や地域の国際化 を促進する。	7, 000	7, 000	7, 000	7, 000	7, 000	35, 000	
国際交流の推進	東川町	圏域における国際交流を推進するため、 海外からの留学生や研修生を積極的に受け 入れ語学研修、圏域における文化の紹介. 住民との交流等を行う他、交流施設として 国際交流会館を建設する。	0	0	0	0	0	0	
東川町文化ギャラリー整備 事業 ※再掲	東川町	「写す、残す、伝える」心を大切にした 写真文化の中心地として、写真と世界の 人々を繋ぐことを目的に、室の高い作品展 示環境を整備し、知名度の向上を図るとと もに圏域の交流人口増加を図る。	0	0	0	0	600, 000	600, 000	
	Ą	5 業費	7, 000	7, 000	7, 000	7, 000	607,000	635,000	

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成等

(ア) 職員の相互人事交流

取組の内容

圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。

協 甲の役割 (旭川市)

定 職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。

の 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

内 容

乙の役割 (関係町)

甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。

必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

効 効率的な職員研修の実施と研修メニューの多様化、市町間交流と連携の拡充を図 果 る。

〇成果指標 (KPI)

指標	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
旭川市が行う合同研修への参加延べ人数(人)	37	33	23	37		41

個別事業名	事業主体	事業概要	H28	H29	H30	R1	R2	総事業費	補助金、起債等
職員活性化推進事業	旭川市	社会情勢の変化に的確に対応した人材を 育成するために、職員の意識改革、能力向 上等を図る特別研修等を実施する。	210	0	0	850	850	1, 910	北会で 本会で 本の では 本の では では では では では では では では では では
職員派遣研修事業	旭川市	圏域内職員の資質向上を図るため、職員 の人事交流を行う。	0	0	0	0	0	0	
職員の相互人事交流	鷹栖町	旭川市が実施する職員研修への参加、圏 域の職員人事交流などを行う。	41	4	7	4	122	178	
職員の相互人事交流	東神楽町	社会情勢の変化に的確に対応した人材を 育成するために、職員の意識改革,能力向 上等を図る特別研修等に参加し、必要に応 じて費用の一部を負担する。	0	0	0	0	0	0	
研修事業	当麻町	自治体の責任分野拡大に的確に対応でき る行政能力の向上をはかる研修等に参加す る。	0	0	0	0	0	0	
職員の相互人事交流	比布町	社会情勢の変化に的確に対応した人材を 育成するために、職員の意識改革、能力向 上等を図る特別研修等に参加し、必要に応 じて費用の一部を負担する。	0	0	0	0	0	0	
職員の相互人事交流	愛別町	旭川市が実施する職員研修への参加、圏 域の職員人事交流などを行う。	0	0	0	0	0	0	
市町職員合同研修事業	上川町	社会情勢の変化に的確に対応した人材を 育成するために、職員の意識改革、能力向 上等を図る特別研修等に参加する。	0	22	22	22	22	88	
職員の相互人事交流	東川町	旭川市が実施する職員研修への参加と、 圏域内の長期的人事交流の他にイベント時 期等単発的な人事交流を行い、その経費の 一部を負担する。	1, 028	1,000	1,000	1,000	1, 000	5, 028	
職員の相互人事交流	美瑛町	社会情勢の変化に的確に対応した人材を 育成するために、職員の意識改革、能力向 上等を図る特別研修等に参加する。	20	20	20	20	20	100	
	哥	3 業費	1, 299	1,046	1,049	1,896	2, 014	7, 304	

上川中部定住自立圏共生ビジョン策定・変更の経過

〇平成21年度

12月28日	中心市宣言(旭川市)
--------	------------

〇平成22年度

9月	定住自立圏形成協定の締結に関する議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
10月 1日	上川中部定住自立圏形成協定を締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
11月 5日	平成22年度第1回共生ビジョン懇談会
11月17日	平成22年度第2回共生ビジョン懇談会
12月17日	平成22年度第3回共生ビジョン懇談会
3月29日	上川中部定住自立圏共生ビジョン策定

〇平成23年度

8月29日	平成23年度第1回共生ビジョン懇談会
11月 7日	平成23年度第2回共生ビジョン懇談会
12月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
12月21日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
1月25日	平成23年度第3回共生ビジョン懇談会
2月27日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第1回)

〇平成24年度

10月25日	平成24年度第1回共生ビジョン懇談会
1 2 月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
12月27日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
1月31日	平成24年度第2回共生ビジョン懇談会
2月27日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第2回)

〇平成25年度

10月22日	平成25年度第1回共生ビジョン懇談会
12月	定住自立圏形成協定の締結に関する議会議決(旭川市・美瑛町)
	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
12月20日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
1月10日	定住自立圏形成協定の締結(旭川市・美瑛町)
2月17日	平成25年度第2回共生ビジョン懇談会
2月25日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第3回)

〇平成26年度

12月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
1月 8日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
3月17日	平成26年度共生ビジョン懇談会
3月30日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第4回)

〇平成27年度

12月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する 議案の議会議決 (旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町)
12月25日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町)
3月18日	平成27年度共生ビジョン懇談会
3月29日	上川中部定住自立圏共生ビジョン改訂

〇平成28年度

1 2 月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
12月26日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町)
3月22日	平成28年度共生ビジョン懇談会
3月31日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第1回)

〇平成29年度

12月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する
	議案の議会議決(旭川市・鷹栖町・東神楽町・東川町)
12月25日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
	(旭川市・鷹栖町・東神楽町・東川町)
3月19日	平成29年度共生ビジョン懇談会
3月26日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第2回)

〇平成30年度

※定住自立圏形成協定の変更はなし

3月22日	平成30年度共生ビジョン懇談会
3月25日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第3回)

〇令和元年度

1 2 月	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する 議案の議会議決 (旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町)
1月 8日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結 (旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町)
3月26日	令和元年度共生ビジョン懇談会
3月31日	上川中部定住自立圏共生ビジョン変更(第4回)